

市 民 環 境 委 員 会 記 録

日 時	令和3年12月15日（水） 午後1時00分～午後2時00分 午後2時05分～午後3時06分 午後3時11分～午後4時18分 午後4時23分～午後4時34分
場 所	第5・第6委員会室
出席委員	◎橋口 幸生 ○桜田慎太郎 北村 和之 日下みや子 小松 幸子 助川 忠弘 鈴木 清丞 林 紗絵子 古川 隆史
委員外出席者	（傍聴） 浜田智香子
欠席議員	なし
説明のため出席した者	地域づくり推進部長（小貫省三） 地域支援課長（吉田 敬） スポーツ課長（黒須美浩） 市民生活部長（中山浩二） 次長兼保険年金課長（谷口恵子） 保険年金課副参事（本郷哲由） 保険年金課副参事（有泉里美） 環境部長（永塚洋一） 廃棄物政策課長（原 晃一） 環境サービス課長（小池久美子） 土木部理事（内田勝範） 下水道経営課長（伊藤正則） 水道事業管理者（成嶋正俊） 次長兼総務課長（荒巻幸男） 総務課専任副参事（柴岡 淳） 総務課副参事（清水雅晴） 給水課長（安達順一） その他関係職員

午後 1 時開会

○委員長 ただいまから市民環境委員会を開会いたします。

○委員長 それでは、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分ごとの質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

重ねてお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、議案等の資料を閲覧するため、委員会室に議長から貸与されたタブレット端末を持ち込み使用することが認められております。使用の際には、操作音等を発しないよう御注意願います。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されておりますので、御注意ください。

なお、本日はインターネットによる委員会中継の導入に向けた検証として、委員会室前方のカメラを使用し、映像配信を行っております。今回については議員以外は視聴できないよう設定されておりますが、あらかじめ御了承ください。

最後に、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたします。また、定期的に休憩を入れ換気を行いますので、よろしくをお願いいたします。本会議場と同じように1時間ぐらい質疑、応答して、5分程度の休憩となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第11号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○小松 粗大ごみの現在の状況についてお聞かせください。

○環境サービス課長 現在の状況ということです。こちらコロナ禍で粗大ごみの量が、件数等が増えたというような状況になってございまして、現在実績のほうなんですけれども、4月から8月までの実績を踏まえまして、今年度1年分ということで予想件数を立てましたところ、当初の設計時の見込みの件数より約44%増加しているという状況でございます。以上です。

○小松 44%増加ということですが、今後もその44%増加するんじゃないかという

ことで、補正予算の541万8,000円という内容になっているのでしょうか。そのちょっと内訳についてもお示してください。

○環境サービス課長　こちら予算計上時は、8月までの件数で計算してございます。それと同様にその部分を5か月で割りました件数と、それにつきまして4月から8月までの件数と、それを割った、5か月で割った件数のあと残りの9月から3月分までの7か月分を掛けました件数で、1万8,000件というような件数を出してございます。あと、残りですけれども、こちらが増えていくというような状況で捉えております。以上です。

○小松　じゃ、この541万8,000円の内訳はどうなっていますでしょうか。

○環境サービス課長　こちらの内訳についてでございますが、こちらについては、収集に係る経費、それから車両経費、受付の人件費、それと一般管理費等の経費を計上してございますが、こちら当初の設計時のものがございまして、そちらに、上昇率44%というのにつきましては、収集と車両経費に掛けまして、受付につきましては時間と人数も変わってございませぬので、そこには掛けてございませぬ。一般経費につきましては通常の比率を掛けておりまして、その分計上したものが補正予算の、申し訳ございませぬ、計上したものから本年度の1年間の予算を引いたもの、すみませぬ、その差額が今回の補正予算でございます。申し訳ございませぬ。以上です。

○小松　分かりました。いいです。

○林　業務量の実績に合わせて増額とのことで、今年度の実績の資料、私は出していたんですけど、前年度、前々年度はどうでしたか。

○環境サービス課長　今年度の8月までの実績ということで出させていただきました。昨年度、令和2年度につきましてなんですけど、こちらにつきましては合計の件数が1万6,271件ということで出ております。その前年度は1万3,115件というような件数となっております。以上です。

○林　粗大ごみが増えているというのは、コロナ禍に合わせてということなんですけれども、去年結構たくさん増えたというのは分かるんですけど、今年も引き続き増えているんですね。その辺りどのようにお考えですか。

○環境サービス課長　確かに昨年度、令和2年度、件数がかなり増えていまして、ただ今年度につきましては、まだコロナが収束して収まるかとも昨年度は予想がつかなかった、判断がつかなかったという状況なんですけど、今年度、実際に4月からこの予算計上時の8月、まだ、あとまた今11月までになっているんですけども、こちらにおきましてやはりこの今年度の見込みのとおり、当初の設計年度よりはかなり増額しているという、増加しているという状況でございます。以上です。

○林　やはり巣籠もり需要というか、家の中で整理をされた方が多かったということでしょうか。

○環境サービス課長　こちら柏だけではなく、ほか他市などの自治体でもそうなんですけれども、やはり見解としては巣籠もり需要が増え、家の中を整理をしたりし

て、ごみの量全体も増えておりますけれども、この粗大ごみについても搬出量、こちら収集運搬するよう依頼が増えたと考え、想定して考えております。以上です。

○林 8月までの実績、数字でいただきました。4、5、7……4、5、8もそれなりに増えているんですけど、6月、7月が特に増えているのは何か理由があるとお考えですか。

○環境サービス課長 6月、7月につきましては、具体的に私どものほうも把握はしておりませんが、やはり緊急事態宣言等が出て在宅が増えているというところも一因ではないかと考えております。以上です。

○林 分かりました。それでは、粗大ごみの収集運搬事業については終わります。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学校プール開放事業中止に伴う事業費減について伺います。こちら何校で予定していたのでしょうか。

○スポーツ課長 実施校の数なんですけど、2週間で延べ14校を想定しておりました。以上です。

○林 それぞれの学校は、何日間ぐらいある予定だったんですか。

○スポーツ課長 それぞれというか、基本的に7月の最終週及び8月の第1週ということで、の平日、合わせて合計10日間ということで想定しておりました。以上です。

○林 中止の判断というのは、いつの段階でしましたか。

○スポーツ課長 実際には5月の中旬に判断いたしました。理由といたしましては、準備の関係もありますので、そういった形で、実際の実施は7月下旬から8月なんですけど、5月の中旬に判断をしたところです。以上です。

○林 5月の中旬というと、当時のコロナの状況というのはどうだったんですか。

○スポーツ課長 基本的に、想定のこともあったんですけど、コロナ感染者数、そういったものも加味しながら判断をしたところです。以上です。

○林 結果的に7月、8月は感染者がすごく増えて、中止の判断もやむを得なかったかなと思うんですけど、リフレッシュプラザはやっていたりとか、市民プールはやめちゃったりとか、学校のプール開放やめちゃったりとか、その辺りの判断基準というのが、ちょっといまいち明確ではないなと思っております。特に執行部のほうにお聞きすると、着替えのところで密になるとか、そういう理由をおっしゃることが多いんですけど、何かその辺り工夫で何とかならないのかな。もうちょっと実施の方向性で、もう少し考えられなかったのかなというのがちょっと気になるんですけど、その辺り担当課ではどのように話し合いましたか。

○スポーツ課長 基本的にはいろんな角度というか、一つは密にならないことが大前提でありまして、あとは例えば先ほど、今リフレッシュの話がございましたけど、なかなか事業そのものが人数制限とかなかなか難しいところありまして、無料ということで、基本的にはその日開放で自由参加ということで、なかなか人数制限、あるいは更衣室とかロッカーの使用、事業そのものがどうしても密というか、そういった事業の目的そのものが基本的には遊ぶことが中心ですので、そういったことで

なかなか距離を取るのが難しいということで、あとは近隣の状況とか、いろいろな形で検討はしたんですが、最終的には安全、安心を担保するために中止の判断をいたしました。以上です。

○林 例年どれぐらいの人数が参加されるんですか。

○スポーツ課長 天候によって左右、大小あるんですが、令和元年度がトータルして7,247人、平成30年度が7,180人、29年度が8,178人になっております。以上です。

○林 これを1校1日当たりになると何人ぐらいになるんですか。（「50人ぐらい」と呼ぶ者あり）

○スポーツ課長 すみません。お待たせしました。1校当たりで、1日50名の方が入っていたということになります。

○林 50名ということですので、例えば時間を分けるとか、あと着替えは教室を開放するとか、工夫すればできなくはなかった可能性もある。ちょっと5月で判断するのは早かったのではないかなというのがちょっとありまして、子供たちの遊ぶ場所を減らしてしまうという判断というのはなるべくしないように、なるべく実施できる方向に次年度はぜひ考えていただきたいなと思っております。委託料1,167万円の内訳というのは、どのようになっていますか。

○スポーツ課長 基本的にはプールの監視、あるいは会場設営、そういったものですので、人件費、それから備品、消耗品費、諸経費、管理費、そういう形になっております。以上です。

○林 分かりました。以上です。

○鈴木 粗大ごみのほうからお伺いします。この費用、増額の費用ですが、これ1件当たりで見ると個人負担もありますよね。個人負担と柏市の負担という形で分けると、どれぐらいの率になりますか。

○環境サービス課長 実際こちら1人当たりの処理券の単価の（「単価で」と呼ぶ者あり）ことでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）処理券の単価といたしましては、1,100円になっております。こちら1人当たりというか、処理券1点当たりというような形でよろしいでしょうか。そうしますと、単価として考えた場合なんですけれども、実際はこちら総価、今現在の契約は総価でございますので、そのものとは言えないんですが、この第三次の単価とした場合には約840円ぐらいという形で、増額の場合ですけれども、増額した場合はそのぐらいになっています。ただ、いろいろな諸経費とか事務費とか含めますので、そういうものを市の職員等も含めまして、そういう人件費とかも含めますとほぼほぼ1,000円を超えるような形になるかと思えます。実際はこちらの委託の契約、収集運搬に係る委託の部分ですと、こちら年の、5年間の年の平均、年の額の平均から、こちら今回増額したときの件数、こちらの月で割った場合には先ほどの予想額になります。全くイコールではないんですけれども、参考数値とさせていただきます。以上です。

○鈴木 私も参考ということで、要は個人の人が1,100円出して、市のほうで800…委託しているんだけど、840円ぐらいかかって、それが増えてきますよということ

なんですよね。分かりました。ありがとうございます。

次ですが、これ実際にクリーンセンター3つあるわけですよね、北部と南部と、それから沼南と。これどこが増えているんですかね。もう一回言いましょうか。

○環境サービス課長 申し訳ございません。

○鈴木 粗大ごみの回収って、北部と南部と沼南と別々ですよね、多分。どこが増えているのかとか、その辺の実態はどうなんでしょうか。みんな平均的に増えているんですかね。

○環境サービス課長 こちら柏地域の部分でございまして、大変申し訳ございません。どの地域が増えているというようなことについては、分かりかねる状況でございまして。ただ……一度切らせていただきます。

○鈴木 ごめんなさい。質問が悪かったかもしれませんが、粗大ごみの回収は、北部クリーンセンターでやっている部分と、南部クリーンセンターでやっている部分と、沼南でやっている部分があるのではないかと思ったんですが、違うんですかね。

○環境サービス課長 大変申し訳ございません、うまく理解できていなくて。柏地域の部分につきましては、この委託という形で収集運搬を頼んでおりまして、北部クリーンセンター、南部クリーンセンターで収集していることではございません。この収集……（私語する者あり）恐れ入ります。申し訳ございません。

続きまして、北部クリーンセンター、南部クリーンセンターに持ち込む分ということでもよろしいでしょうか。それに……（「粗大ごみ」と呼ぶ者あり）粗大ごみ、持込み……すみません。粗大ごみの量は増えてございます。南部のほうは布団を回収しております。以上でございまして。大変申し訳ございません。

○鈴木 ごめんなさい。私の質問が悪いんですかね。粗大ごみの回収は、委託は全部、どの地域からかかっても1社で請け負っているんですか、そうしたら。

○環境サービス課長 柏地域の委託につきましては、1社で請け負っております。こちら収集運搬という形でございまして。以上です。

○委員長 鈴木委員、指名してから。（「ごめんなさい」と呼ぶ者あり）井戸端会議じゃないんで、お願いします。

○鈴木 それでは、沼南エリアの粗大ごみの回収は、この中に含まれているんでしょうか。

○環境サービス課長 含まれておりません。以上です。

○鈴木 では、沼南エリアの粗大ごみの回収も同じように増加しているんでしょうか。

○環境サービス課長 粗大ごみの沼南地域につきましては、しらさぎ、クリーンセンターしらさぎで請け負っておりますが、こちら粗大ごみの収集運搬については、令和3年度は、予測ですけれども、令和2年度比約8%増ということで、柏地域とはまた増加傾向が違っております。以上です。

○鈴木 旧柏エリアが44%増、沼南エリアは8%増、何でこんなに違うんでしょうかね。同じように沼南エリアからも増えるんじゃないかな。あるいは、そのために

また補正予算が必要になるんじゃないかという考えが出てくるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○環境サービス課長 柏地域と沼南地域とはまた形態が違っておまして、また先ほどの沼南地域が少ない理由なんですけれども、沼南地域につきましてはやはり量的には増えているということなんですけれども、こちら収集運搬を頼むにつきましては、大体1か月ぐらい先になるというような可能性とかもあり、1か月待つのであればということで、クリーンセンターのほうに自分で持ち込む方も多いと聞いております。柏地域の粗大ごみとまた別に、沼南地域の粗大ごみの設定は3辺の合計が1メートル以上ということで、比較的小さな物も粗大ごみという形で出して、出すような形になりますので、それについて持てるということもあり、御自身でクリーンセンターのほうに持ち込むということもあり、収集の増加にはつながらなかったと考えられます。ただ、クリーンセンターへの持込み等については増えていると聞いております。以上です。

○鈴木 何か聞いていたらどんどん、沼南エリアの住民は、粗大ごみに関してはサービスが旧柏地域より低いのかなというふうに感じてしまいました。今話を確認すると、沼南エリアの粗大ごみは小さい物もお金が取られるよと、並びに申し込んでから1か月たっても回収がされないよということがあるために、粗大ごみの運搬収集に関しては8%しか増加していないという考えであるということでしょうか。

○環境サービス課長 なかなか分析するのは難しいかと思います。柏地域では仕様書により1週間以内という形で、回収、収集をお願いしているというところで、沼南地域でももちろんもうちょっと早めに、もちろんやっている、収集もあるかと思いますが、ただやはりこのコロナ禍でどうしても収集が多く、長いときもあると聞いてございます。こちら沼南地域と柏地域の確かに粗大ごみの、粗大ごみという規定、これが違うというところはございますので、申し訳ございませんが、今のところそのように捉えております。ただ、収集量的には柏地域も沼南地域も、粗大ごみというごみ量については増えていると伺っております。以上です。

○鈴木 では、要望ですが、旧柏地域の粗大ごみの持込みを含めたごみの量がどれぐらい増えているのか、並びに沼南エリアの持込みも含めた、運搬も含めた粗大ごみの量がどれぐらい増えているのか、後ほど回答をいただければと思います。よろしくお願いたします。要望です。

もう一点、ではプールのほう、プールのほう行きたいと思います。プールのほうですが、これは学校の、学校のプールを開放して利用してもらうということの事業だと思うんですが、これが中止になって、この分のお金が浮いたよという話ですが、実際に先ほど内訳で人件費だとかいろいろ言われましたが、人件費が一番多いと思うんですが、この金額の中の人件費はどれぐらい占めるんでしょうか。

○スポーツ課長 人件費は約400万円になっております。以上です。

○鈴木 あまり多くないですね。そうですか。中止にしたために、これだけの事業

費が浮いてきましたから減額補正しますよということですよ。

もう一点ですが、市民プールのほうも事業は中止したと思うんですが、そこで浮いてきたというか不用になったといいますか、使わなかったものは減額補正が上がってきているんでしょうか。

○スポーツ課長 その点につきましては、年間の収支ですので今回には計上しておりません。以上です。（私語する者あり）年間の収支状況ということですので、今回の補正には……指定管理料の中に入っておりますので、収入については、今回の補正には入っておりません。以上です。

○鈴木 指定管理料が年間で指定されているがために、ここの減額補正では上がってきていないということですかね。でも、市民プールの運営は全4か所ですか、大津ヶ丘除いたら4か所だと思いますが、その運営はしなかったわけですから、その運営をしなかったために浮いてきたというか、不用となった事業費はどこかで計算されるのではないかと思います、大体どれぐらいになるとかいう試算はお持ちでしょうか。

○スポーツ課長 まだ最終的な金額出ておりませんので、ちょっと数字については申し上げることはまだできません。以上です。

○鈴木 多分減るんですよ。使わなかったというものが多分出てくるんでしょうか。

○スポーツ課長 もちろん事業というか、中止になっておりますので、その分については使わなかったことで余るといふか残る形になると思います。以上です。

○北村 粗大ごみの収集運搬業務でございますが、委託でやっていらっしゃるということで、1社委託でやっているということですが、1社委託でやる理由教えてください。

○環境サービス課長 粗大ごみの柏地域の収集運搬に関する委託につきましては、プロポーザルで行っておりまして、5年間の債務負担行為ということで契約をさせていただいております。それについては、1社で行っている理由なんですけれども、受付、私どものほう柏市には受付センターというのがございませんので、その収集運搬を頼む会社はその受付も行っていただいておりますので、その受付から収集に至るまで、それを一体として行っていただいておりますので、1社ということをお願いしております。以上です。

○北村 了解しました。粗大ごみの排出量でございますけども、今ちょっと旧柏地域、旧沼南地域増えているというお話ございましたけども、この排出量の今までも含めて、これから将来に向かってどういうふうに移して行くというように見込まれているか、傾向などがありますでしょうか。

○環境サービス課長 粗大ごみにつきましては、こちらもやはり出さない、1年間出さない方もいらっしゃいますし、粗大ごみとして出す方もいらっしゃいます。中には御自身で持ち込む方、あるいは何か家具を買ったときにその交換にという方もいらっしゃいますので、一概には言えないかと思っておりますのでなかなか想定は難しい

んですけれども、ごみ量全体としては、今柏市の人口増もございまして、その分増えていくというような予想はしております。完全でなくて申し訳ございませんが、以上でございます。

○北村 質問したのは、私、規模感を持っていなくて、今までの5年間、10年間、今後5年、10年、さらにその先どうなるのかというのがちょっと知りたかったのでお尋ねいたしました。もし仮にごみとして増えていくということで、粗大ごみも例えば増えていくと考えたときに、委託料というのは今後変わってくる可能性というのはあるのでしょうか。

○環境サービス課長 委託料につきましては、収集の車両であるとか人件費、人件費が上がるということもあります。また、今回までは総価契約ということで行っていたんですが、去年、今年のコロナ禍を踏まえて、社会情勢的に予期せぬ増減があるということも踏まえまして、次の契約につきましては、総価に加え一部を単価契約ということも加えまして、できるだけその情勢に合った対応をしていこうと考えております。なかなか5年、10年先というのは難しいところではございますけれども、ごみの抑制等も含めてですけれども、環境部全体としていろいろ考えていかなければならないと思っております。以上です。

○北村 ちなみに、粗大ごみ収集した後のリサイクルとか、そういうことに、ずれていませんか、私、大丈夫ですかね。リサイクルなどに関しても、ちょっとお示しいただければ幸いです。

○環境サービス課長 リサイクルについても行っております。

○北村 リサイクルした物というのは、売却とか何か利益を得たりとかされているのでしょうか。

○環境サービス課長 この粗大ごみの収集運搬の中で集めた物のうち約100点ぐらいと聞いておりますが、リボン館で販売をするようなルートもございます。以上です。

○北村 ちょっと別件でも、今、私、ちょっと市民から陳情受けて、今度教えていただきたいんですが、今の話に戻りますと、その利益、100件ぐらいの利益というのはどのぐらいの額なんでしょうか。

○廃棄物政策課長 販売額ということになります。これ年間でまちまちでございまして、大体10万から20万円程度の販売額ということになっております。以上でございます。

○北村 分かりました。すみません。粗大ごみ、今の話からちょっと先に進んで、粗大ごみというところでいうと、私、危機意識を持っているのは不法投棄ですね。冷蔵庫とかいろんなものが捨てられたりとか見受けられるんで、それは柏以外の松戸とかでも見られるんですけども、こういう不法投棄の粗大ごみに関しての実際の把握と対応、どういうふうにしているか、お示しください。

○環境サービス課長 今回粗大ごみの扱いは、不法投棄についてはしておりません。不法投棄については別件ですけれども、不法投棄については、基本としては、その

不法投棄した人が請け負って片づける、あるいは不法投棄、そうですね、あと家電、不法投棄自体につきましては、粗大ごみというよりは家電品等が多いというような状況でございます。

○北村 ちょっとよく分からないのは、不法投棄した人がその責任においてやるというのは、それだったら不法投棄にならないじゃないか。すみません、何か私言っていることあれですか。その不法投棄されたものを、たまには多分環境部の方も、市民から不法投棄されていて多分相談も受けると思うんですが、それをどういうふうに回収しに行ったり収集に当たっているか。そういう費用だったりがこの事業費、今回でいうと541万ですか、こういうところにどういうふうに関係してくるのかなというのが、ちょっとお聞きしたいと思います。

○環境サービス課長 不法投棄、誰が不法投棄したかが分かるものにつきましては、こちらは何か証拠が出てきたときで、これは警察案件となります。不法投棄の通常ですけれども、まず不法投棄がされたという連絡がございまして、私どもも現場に行ったり、あるいはお話を伺ったりしております。公道や道路沿い等に捨てられた物等については、誰が捨てたか分からない物につきましては、私どもで回収する場合もございまして、もし警察等で案件で不法投棄者が分かった場合には、投棄者にその処分をお願いするというものになっております。これは今回の粗大ごみとはまた別なんですけれども、不法投棄の処理に係る予算、こちらも別途取っております。基本は投棄者に処分していただくということになります、柏市のほうでも多少はその処分費を取ってございまして、ちょっとこちらとはまた別件になります。以上です。

○北村 その不法投棄費用はどのぐらいかかっているのかというのと、併せて先ほどの話で不法投棄した人が分かるという割合ですよね。不法投棄って、不法投棄した人が分からないからかなり問題なんじゃないかなと私は思うんですね。不法投棄した人が分かったら、私でもそれはいかんですよと言いにいきますし、行きたいと思うけども、分からないからだと思ふ。大体不法投棄のうち、どのぐらいが分かるんですか。費用と、不法投棄の費用と今の不法投棄の割合についてお示しいただければ幸いです。

○環境サービス課長 大体年間ですと家電……粗大、大きいものだけではなくてテレビとか冷蔵庫とか、そういう家電品が多いものですから、あと古タイヤとか、そういったことも含めまして、市で処分する分については約100万ぐらいでございます。大体投棄者が分かるのは、大体なんです、年に二、三人と聞いております。以上です。

○北村 すみません、細かくて。その二、三人というのは、大体何件ぐらいのうち二、三人なんですか。

○環境サービス課長 年によって多少違うんですけれども、約200件のうちの二、三人という程度でございます。以上です。

○北村 ほとんどの不法投棄のした方というのは分からないというような状況だと

思うので、やっぱりその費用というのはかかってくるという認識であります。皆様も日々本当に大変な中、頑張っているんじゃないかと思いますが、そういうところへもちょっと思いを寄せていただきながら頑張ってください。応援しております。以上です。

○古川 すみません。ちょっと確認なんですけども、学校プールの開放事業は、これは市民プールから要は半径2キロ以上離れたところで学校施設を要は有効活用しようと、これ事業ですよ、これね。

○スポーツ課長 基本的に地域性を配慮して、近隣に市民プールのない半径2キロ以内、市民プールがないところを想定というか考えております。以上です。

○古川 そうすると、私の今までの感覚ですと、やっぱり市民プールのある程度運用と連動しているんじゃないかと思っていたんですよ。学校施設の有効利用ということはあるものの、水泳ができる施設が市内にあったほうがいいよねと。市民プールがあるから、市民プールはある、半径2キロというのがいいかどうかというのはちょっとありますけど、そうなってくると、さっきの話で市民プールがちょっと使えないよという、その一つの新型コロナウイルスの影響でという判断と、この学校のプール開放というのは違う感じで判断をするということなんですか。

○スポーツ課長 もう一度、いま一度質問。

○古川 すみません。5月ぐらいに、学校開放事業のプールの学校開放はやめようという判断をされたという御答弁だったですよ。それは、私はだから市民プールを例えば使えなくするという判断と、こういう学校開放のプールを使う、使わないという判断は連動しているんじゃないのかなと思っていたんですよ。それは全く別物ということですかという質問です。

○スポーツ課長 基本的に同じプールです。同じプール構造というか、ですので、基本的には連動する形で、時期も大体似通っていますが、大体連動する形で考えております。以上です。

○古川 分かりました。先ほど何かちょっとそこら辺ばらついている、リフレッシュプラザはちょっと所管が別ということもあるんですが、ちょっとそんな答弁があったもんですから、ちょっと気になってお聞きをしたということと、あとこの学校のプールの開放事業は、これスポーツ推進計画の中ではどういう位置づけになっていますか。

○スポーツ課長 基本的に具体の事務事業の中に落ちているというか、特段重点とかでなくて具体の事業の中に落ちている状況です。以上です。

○古川 これ見てもらおうと分かるんですけど、基本的にやっぱり充実というベクトルで書いてあるんですよ、切り口が。学校施設の開放の、学校施設、教育施設の有効利用という中の例えば体育館とか、いろいろある中でやろう、使おうというふうな位置づけになっているので、あえて今回無理してやってほしかったというんじゃないんですけど、やっぱりそこをちゃんと押さえた上で、やっぱり全体の行政計画の中でどういう位置づけになっているのかということころは、ある程度踏まえた上で

御判断いただくのがいいかなというふうにちょっと思いましたので、これは確認ということでお聞きをしました。以上です。

○スポーツ課長 答弁の訂正がありますので、御報告します。

先ほど林委員のほうから学校プール関係で1日の利用人数のことで、私、今50名と申し上げたんですが、正確には1日平均120名の、令和元年度ですが、120名の利用がありました。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。

○委員長 議案第11号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第11号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第1号、柏市水道事業設置条例及び柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、柏市上下水道事業運営審議会条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば……（「休憩取らなくていいの」と呼ぶ者あり）1時間ぐらいで取るとさっきお話ししました。運営と同じような。（私語する者あり）1時間ぐらいで5分休憩です。いいですか。本2議案について質疑があれば、これを許します。

○小松 今回の上下水道局へと変わるとどのようなメリットがあるのか、お聞かせください。

○次長兼総務課長 委員、これ組織統合ということでよろしいでしょうか。単に引っ越すということじゃなくて。

○小松 組織統合ということです。

○次長兼総務課長 今回組織統合することで、会派説明でも申し上げましたけども、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用するという形で大きく形態が変わって、そこで上下水道局として、より効率的な経営が図れるのではないかと考えているというのが1点。

あと、利用者の観点で言いますと、料金収納ですとか給排水装置の窓口業務、この辺を水道と下水のほうを一括して同じ場所で事務が行えるということ、また広報等の啓発等、これも水道と下水道事業を併せて効果的に行うことができるのではないかと考えております。

あと、危機管理の点で申し上げますと、水道部と下水の部門がくっついて少し組織が大きくなることによって、断水のようなときの応急給水とか、そういった点の初動で少し組織的にもう少し効果的な活動ができるのではないかと考えております。

あと、最後にですけども、内部的なこと申し上げますと、土木技師とか企業会

計というような、ちょっと一般会計と異なる事務をやっている特殊な業務ですから、その辺の人材を効果的に育成することができるのではないかと考えております。以上です。

○小松 ありがとうございます。今回変わるということになれば、もちろんホームページ等新しく作成されるというお考えがあると思うんですが、その点、こんなものをつくりたいと思っているとか、何かお考えがあったらお聞かせください。

○次長兼総務課長 委員御指摘のように、今ホームページ、あまり充実したものになっていないのかなということはあるとちょっと反省すべき点だと思っております。今後、先進して上下水道が一緒になっている部局ですとか、あとは習志野市とか、ガスも一緒にやって企業局という経営をされているような先進の事例がございますので、そこを参考にホームページとか広報紙のほうもリニューアルしていきたいと思っております。以上です。

○小松 先ほどお話があったメリットの部分もしっかり入ったような、そういったホームページの作成をお願いしたいと思います。それに市民に分かりやすくつくっていただけたらと思います。これは要望です。以上です。

○日下 それじゃ、1号、2号、2つ併せて伺いたいと思います。まず、今回の1号議案ですけれども、4つの規定を全部適用するということでしたよね。で、上下水道局にすると。4点について、まずその1点は、企業としての性格、これは両者とももう既に適用させているということですよ。料金収入によって維持される、公営、基本を料金収入にするということで、私どもそもそも水道についても下水道についても公営企業化については反対の立場であります。今回の議案はさらにそれを促進させるということで、4つの要件を全部適用するということでもありますので、特に新たに加わるものについて伺いたいと思うんですけれども、今言った1点目がそういうことですね。

それから、2点目に、下水道も水道管理者が置かれるということで、これはあれですよ、2つの企業の頂点に水道管理者が就くということで。

3つ目のその適用なんですけれども、職員の身分について、給与は能率給を原則にすると、こう書いてあります。能率給というと、私たちの感覚でいきますと、仕事の出来栄で賃金が決まるのかというふうに思うわけですけれども、これについてはどういうことになるんでしょう。

○次長兼総務課長 法令上は能率給ということですので、例えば水道部の経営が非常によく利益が多額に出ればボーナスを多めに出すということも、給料水準を高く設定するということも可能ではありますが、実際これまでも全部市長部局と合わせてきておりますので、そこを特段変えるという予定は今のところありません。法令上はそういうことができるということになっております。以上です。

○日下 ということは、そういう可能性もあるということですよ。私どもは、市の職員は全体の奉仕者ということで、全体でチームで仕事に携わるわけで、水道についてもチームで仕事に携わるわけですよ。そういう中で今のこの能率給ですか、

これはやっぱりそぐわないと、こういうふうに思うわけなんですね。それから、さらに団体交渉権が認められているとありますけれども、この組合は市職から分離、独立するという事なんですか。

○次長兼総務課長 今水道部のほうにも水道の労働組合がありますけれども、市の職員組合とは別という形になっております。下水道部門の職員が今市の職員組合に加入されている方は、これによって今度水道、名前が上下水道組合になるのか、そこは組合さん次第ですけれども、そちらのほうに組合が移られる形になるのではないかなと思っております。また、この点については、市の職員組合と既存の水道の組合のほうにも適宜情報交換はしているところでございます。以上です。

○日下 こうやって今まで市の職員組合だったものが、企業会計になって、そして今までの組合から独立をして新しい組合になると、こういう中で組合が解散しているところなんかも北千葉企業団みたいところもあったりして、やっぱり全体として働く人たちにとって、これが本当に組織の統合がメリットになるのかというふうに疑問持つわけなんですね。

それから、4点目の財務会計、これはもう既に企業会計に下水道もなっているわけですがけれども、柏市からの一般会計の繰入金というのは、水道、下水道、それぞれどうなっているんでしょうか。

○総務課専任副参事 水道に関しましては、消火栓の設置と維持補修に関する費用、あとは児童手当に対する繰入れ、その2点でございます。以上でございます。

○日下 下水道は。

○下水道経営課長 下水道会計事業につきましては、今27億円の繰入金を一般会計から入れていますけれども、繰出基準に基づくものとしては雨水の処理に、雨水の処理に要する費用で、それ以外、基準に基づかないもの、基準外と言いますけれども、そういったものとして汚水の処理に要する費用で、使用料で賄い切れない分、主にその2点について繰入れを受けております。以上です。

○日下 そうすると、水道事業のほうは職員の児童手当、これは下水道もそうだと思うんですが、公務員の児童手当が支出されているということ、基本的に水道は水道の使用料で運営しているということですね。それから、下水のほうは、雨水については一般会計からの繰り出し、汚水は使用料で、こういうことなんですね。こういう使用料や水道料金に一般会計というのは、柏市のですよ、一般会計というのは繰り出しできないものなんですか。

○下水道経営課長 使用料で賄うべき汚水の処理費用について、仮にその使用料が足りない部分が出た場合、柏も一部足りないんですけれども、その部分については基準外にはなりませんけれども、一般会計からの繰入れを受けることは可能であり、今も受けております。以上です。

○次長兼総務課長 水道のほうに一般会計から繰入れ、先ほどの2つ以外に財源として入れるかということですが、入れることは可能だと思います。できないわけではないと思います。ただ、一般的には水道料金が条件が非常に厳しくて料金が

高いところですね、山間部とか。そういうところが一般のユーザーにこの料金はさすがに高過ぎるだろうということで、税を入れて料金水準を下げるというような例が地方都市ではございます。こういう場合は高料金対策として、一般会計から水道会計に入れた繰入金に対して交付税措置がされるということになっておりますが、柏市の水道料金において一般会計から繰り入れても、それは国で交付税措置はしないと思います。以上です。

○日下 交付税措置はされなくても一般会計から繰り入れることはできるということですね。これから厳しい厳しいという、この組織の統合化についても、その理由づけされていますので、これから使用料が激減してきたりなんかしますと、これはもう自然に今の会計体系ですと受益者負担がどんどん、どんどん強化されていくということになるわけですよ。一般会計から繰り入れする、できるということは確認しました。水道の会計について伺いたいのですけれども、今水道料金の収入、令和2年度は幾らでしたか。

○総務課専任副参事 税抜き額で71億3,000万でございます。以上です。

○日下 この間の料金、収入の推移はどのくらい、どの程度ですか。ちょっと一定の長期でお願いします。

○総務課専任副参事 ほぼ70億円の桁ですね、それ前後しまして、横ばいの状態から微増という状況でございます。以上です。

○日下 もっと大分前の平成8年の頃は幾らでしたか。

○委員長 答えられます。

○総務課専任副参事 一番古い資料で手元にあるものが平成13年なんですけど、そこからよろしいですか。

○日下 いいですよ。

○総務課専任副参事 13年のレベルですと61億9,000万でございます。以上です。

○日下 私、水道年報かな、水道年報で平成8年ですかね、52億と書いてありましたけども、年報には書いてありますよね。ですから、着実に水道の収入って増えているわけなんですね。で、伺いたいのは、北千葉に払っているお金は幾らですか。

○総務課専任副参事 北千葉に払っている受水費に関しまして、少々お待ちください。失礼いたしました。22億8,000万でございます。

○日下 当然インフラ整備もあるでしょうけれども、50億円近くが、水について言えばですよ、収益は50億円ぐらい収益として上げているということになるわけですね。ですから、水道料金下げたらどうでしょうか。

○総務課専任副参事 このほうが先ほど委員おっしゃったとおり、資産の維持の関係もございまして、減価償却だけでも20億円以上の金額が必要になっております。その他、人件費、薬品費、動力費、修繕費、委託料、そのほかの費用で合計で営業収益だけで65億円程度が必要になっておりますので、今水道料金の資産維持の関係も含めた設定は適正と考えております。以上でございます。

○委員長 ここで暫時休憩いたします。

午後 2時休憩

○

午後 2時 5分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○日下 続けます。今回は組織の統合ということなんですよ。将来的に組織の統合の目的については効率的とか非常に抽象的で、一体何がこの統合によって大きくプラスになるのかなというのがずっと疑問としてありまして、私の中には将来的に法改正が行われて、水道と下水道の会計が一本化にされるということはないのかというのがあるんですけど、この点についていかがですか。

○次長兼総務課長 上水道の会計と下水道事業の会計は、今地方公営企業法で必ず分けて管理するというようになっておりまして、それが統合可能というような動向は全く情報は入っておりません。以上です。

○日下 じゃ、会計は全く、この上下水道事業も別々ということですね、厳格に。

○次長兼総務課長 法令の改正とかがない限りは基本的にこのままずっと、2つ別々の会計で行ってまいります。以上です。

○日下 例えば水道管理者の報酬はどこから出るんですか。

○次長兼総務課長 昨日も同じような質問が平野議員ございましたけども、基本的には水道事業か下水道事業会計のどちらからか給料を出すということになりますが、一般的には水道事業会計のほうから管理者の分の給料は出すことになろうかなと考えております。以上です。

○日下 例えば今回もその目的の中に、事故対応ですとか災害対応で非常に全体で取り組むことができるから非常に有効であるというようなことがありましたけども、事故や災害対応で職員が総動員した場合ですね、その会計ってどうなるんですか。

○次長兼総務課長 給料ということでよろしいでしょうか。

○日下 はい。

○次長兼総務課長 通常業務で応援をするのであれば、それぞれのもともともらっている給料で、違うもう一つの事業に手伝うということになろうかと思えます。中で人事異動するとか、そういうような形でなければ、給料の出元を変えるというようなことはございません。また、逆に現在コロナの関係で市長部局の出向して月単位で応援して、ほぼその間専従しておりますけども、その月の給料を市長部局のほうから別にいただかずに、この企業会計の給料で支払いながらコロナの対策をやっている職員もおります。以上です。

○日下 所属しているところからお金は出すということですね。先行している流山では、水道会計から下水道会計にお金を貸しているというんですが、そういうことができるんですか。

○次長兼総務課長 流山市が編み出した手法で、全国でもあまり例がないかと思えますけども、そういうことが可能なのだということは理解しております。ただ、それを柏市の上下水道局になったときに採用するというような考えは今のところあり

ません。以上です。

○日下 今のところ。それで、流山は収益は無利子で水道から下水道に借りて、今その貸与という形で事実上返還されないというような、そういう状況があるという話も聞くんですね。事実上、水道からお金を回しているということができないんですね、そういうことは。

○次長兼総務課長 例えば短期的にどちらかの会計が、現金がショートするようなどきに片方で持っている貯金があれば、それを一時的に貸すとかいうことはあり得るといえるか、できるかと思えますけども、長期に貸すとかいうようなときになると、水道のユーザーと下水道のユーザーというのは100%同じではありませんから、なかなかちょっとその辺は慎重にやらないといけないだろうなと思います。その辺も来年度審議会が一本化していくということになれば、その辺を議論いただくことになろうかと思っております。以上です。

○日下 何ていうんですか、組織が統合であって、会計は別とはいえますけれども、果たして本当に厳密な別会計があり得るのかなという、その疑問は持っております。それで、下水道の中期計画には、経営健全化のところでも下水道経営の健全化を図り、安定した事業経営を持続するため、経営計画の見直しや適正管理をするとともに、経費削減に努力し、適正な使用料設定の検討しますというふうに計画の中に書いてあるんですけども、値上げも考えているということですね。

○下水道経営課長 中長期経営計画には、使用料の見直しについても言及しております。下水道会計につきましては、受益者負担が汚水の処理費用に対して若干不足している現状にありますので、そういった検討の一つの項目として盛り込んだところですが。ただ、検討に際しては、経費の抑制ですとか、あとコロナ禍の市民生活の状況ですとか、そういったことを十分に踏まえて慎重に検討するというニュアンスで記載しておりますので、今現在いつから幾らぐらい上げるとか、そういったことはまだ何も特に案としてもございませんので、現状はしばらくコロナの状況ですとか、あと経費の抑制、そういったところを慎重に見ているところでございます。以上です。

○日下 水道法が変わって民営化も可能になったわけなんですけども、私、以前の議会で管理者に民営化について質問したところ、当面民営化は考えていないという回答をいただいているんですけど、この公営を続けていくためには、特に技術職の確保というのが決定的に必要なと思うんですよ。技術職の人数の推移はどうなっているんでしょうか。

○次長兼総務課長 すみません。ちょっと手元に詳細な資料ないんですけども、一般行政職（一）の技師、土木技師とかというような数で言えば、平成になってからさほど大きな極端な変化はないのかなと思っております。以上です。

○日下 そうですか。私、過去にちょっと水道問題取り上げたことがありまして、技術職がかなり減っているなという資料がちょっと手元にありまして、渡部議員が決算委員会でもこの問題取り上げているんですけども、水道については平成17年

のときに17人だった技術職が、現在8人だという回答をいただいているんですね。そういうことですか。

○次長兼総務課長 行政職（二）の現業職員については、退職者不補充という市の方針がありますので、配水課づけの行（二）職員が順次退職して減っているということはございます。以上です。

○日下 私が前に取り上げたときも、大分前ですけど、平成7年の頃からのちょっと記録がありまして、全体、水道部の全体の技術職、給排水、上水管も含めると、平成7年の頃は52人いたんですけど、平成28年には37人に減っているという記録が、私の資料にあるんですけども、やっぱり水道を公営事業として維持させるために、その技術職員というのも決定的に重要で、これがやっぱり維持されませんと、やはり政府の進める民営化ですとか、それから何ていいますか、合理化によって職員が減らされていって、いざというときにその採用できないような公営事業になるということなので、私は今回の議案は公営企業をさらに強化、促進するものであって、先ほど職員のことについても申しましたけれども、職員についても技術職の問題についても、それから市民にとっても使用料の引上げが、このままですと実施されるんではないかという、そういう危惧を持っておりまして、これには賛成できないという立場を表明して、これについては終わります。

審議会条例のほうなんですけれども、今回2つの運営協議会と経営委員会を1つにして、上下水道事業運営協議会にするということで、学識経験者と関係団体の代表者、その他受益者というふうに今度の上下水道事業運営協議会は組織考えているということだったんですが、その中でア、イ、ウ。イの関係団体の代表者というのはどういう人を考えているのでしょうか。

○次長兼総務課長 現在のところで申し上げますと公共の関係団体というところで、商工会議所ですとか、あとはユーザーの代表ということで、ふるさと協議会とか町会の関係だとかいうことになろうかと思えます。

○日下 もう一回言って、もう一回言って。

○委員長 最後のほうがちょっと分かんなかったんで、もう一回御答弁お願いします。

○次長兼総務課長 関係団体の代表者については、同じ公共料金とかインフラの関係ということで、水道部ですとN T Tの柏支店の方を入れていたり、あとは下水道の側ですと京葉ガスの関係の方を入れております。そういった関係のところから広く意見を伺うという予定でございます。以上です。

○日下 ウとして、その他受益者、公募で入れるということだったですよ。前は水道のほうには公共的団体の役員ですとか、それから行政連絡員及び町会等の役員というのが入ってまして、今度のその組織は非常にスリムになる。議員が前入っていたんですけど、議員いたほうがいいか、ちょっとその辺はいろいろ両者あると思うんですが、非常に組織がスリム化する。今までは水道、それから下水道の固有の課題というのはあるし、いずれにしろ、どちらにしても住民の様々なトラブルです

とか、そういうことも含めて、ここで議論もされてきたと思うんですけども、この2つの水道と下水道を組織を一本化することによって、スリム化することによって、住民の声がちゃんと反映されることになるんだろうかというふうに思うわけですが、いかがですか。

○次長兼総務課長 確かに委員御指摘の点は非常に留意すべきかと思っておりますので、利用者代表するような公募の委員の方については、当然水道事業と下水道事業両方利用されている方、あるいは場合によっては片方だけしか使っていないような方も含めて、バランスを取りながら入れていきたいと思っております。以上です。

○日下 下水道ですと、これまた雨水排水との関係というのもどうなるのかなというふうに思ったりするところも多々あるんですけども、いずれにしろ水問題ってやっぱりすごく生活に密着していて、料金の問題もそうですし、様々なトラブルも双方やっぱり出てくると思うんですね。こういう問題を組織を統合化するということは、やはり住民の声は確実に反映しにくくなるし、企業側の思いが非常に強くなっていくのではないかなというふうに懸念いたします。以上で終わります。

○林 それでは、1号からお願いします。今回の議案のように上下水道の執行体制を統合して上下水道局設置するという自治体というのは、今どれぐらい増えているんでしょうか。

○総務課副参事 現在上下水道事業の組織を統合している団体を、中核市で申し上げますと47市ございますが、失礼しました、中核市の中で柏市を除いて61市ございますが、そのうち47市が上下水道事業の組織を統合している状況でございます。以上です。

○林 今回の条例の一部改正のうち、(5)の負担つきの寄附または贈与の受領というのがあるんですけど、このことはあまりないというふうに聞いています。法律上、市の義務に属する損害賠償というのはどのようなものが考えられるんですか。

○次長兼総務課長 漏水とか、そういった水道施設の管理の瑕疵があって第三者に損害を与えた賠償ということになるかと思えます。以上です。

○林 これまで該当する案件というのは、どれぐらいあるんですか。

○次長兼総務課長 水道部としては、年1件あるかないかかなと思っております。

○林 これまでは特にこれについて定めがなかったんでしょうか。

○次長兼総務課長 水道部の条例においては、御指摘のとおりでございます。以上です。

○林 条例に定められていないで、どのように対応されていたんですか。

○次長兼総務課長 管理者までの決裁をもって賠償するというところでございました。以上です。

○林 じゃ、個別案件ごとに判断していたという感じですかね。分かりました。見込まれる効果として利用者サービスの向上というのが挙げられているんですけど、ちょっと気になったのが、この中で緊急相談とかの体制についてが挙げられていないというところなんです。川崎市では10年前に上下水道の執行体制を統合して、上

下水道局設置しているときに、その際に上下水道お客様センターを設置して、緊急時の相談体制というのを、やはり市民から割と分かりやすく明確にしているんですね。柏市っていうのは、この辺りの緊急対応サービスとか、その辺は統合した後というのはどのように検討されているんですか。

○給水課長 緊急時におきましては、大きく2つあると思うんですね。1つは、配水管、要は本管と言われているところで何らかの事故があったとき、もう一つは宅内、宅内で漏水があったとき、これは個々の所有者様、もしくは使用者様で対応していく部分があると思います。そういったことにつきましては、昼間は水道部庁舎内にお客様修理相談センターというのを、管工事組合にお願いして設置して相談、話を聞いていただいたり、場合によっては各課、担当課のほうに話が来て緊急対応する。夜間につきましては、同じく管工事組合のほうで24時間対応、修理窓口がありますので、そちらに連絡していただいて実際対応していただいているというような状況になっております。以上です。

○林 それとは別に下水道は下水道で緊急対応のサービスを恐らくされているんじゃないかと思うんですけれど、これらが多分市民から分かりにくいというのが、ちょっと問題じゃないかなと思っています。一つの番号で24時間対応できるといいかなと思いますので、この辺ちょっと統合した後、どういうふうな体制を取っていくのかというのは、ちょっと考えていただきたいなと思っています。

あと、本会議で今回の組織統合については、職員1人分の業務が発生するが、職員を増やさなかったという答弁があったんです。次年度以降の職員定数については、どのように検討しているんでしょうか。

○下水道経営課長 来年度以降につきましては、4月統合後に新しい組織で業務分担も再編しておりますので、新しい組織で業務進めていくに当たって、時間外勤務の状況ですとか、あとは新たな課題の発生とか、そういったものを踏まえて役割分担と職員定数と、毎年そこはルーチンとして見直しはしていく考えです。以上です。

○林 じゃ、来年度のところまでは一応そういう体制で決まっているけど、その後のことはまたおいおい考えていくという感じですかね。本会議で業務の効率化で300万円程度見込んでいるという答弁もあったんですけれど、先行で上下水道統合を行っている自治体たくさんあるじゃないですか。効率化の効果というのは、どの程度出ているんですかね。

○次長兼総務課長 効果として多くの団体に特別ヒアリングはしていないんですけども、例えば下水道事業を公営企業法の適用をまだしていないところからするという場合には、企業会計のノウハウが要るだとか資産管理だとか、そういった点で、あとは入札の関係の業務をやらなきゃいけないとか、結構な人数が改めて必要になるんですけども、それを先行している水道とくっつけて対応するということによって、相当な人数を増やさずに移行できるということが最大のメリットとして行われているところがございます。逆に柏市のように一たん下水道が財務適用までいってから水道とくっつくという場合には、ある程度もう既にスリム化されているところ

がございますので、大きな人員の削減とか経費というところでは実態がなかなかつかめないと、数年前ですか、水戸市も柏市と同じような組織統合の仕方、やはり特別大きな効果額というのはなかなか示せない状態だったかと思えます。以上です。

○林 分かりました。あと、先行で上下水道統合を行っている自治体で、人材育成というところがやはり重要だと思います。あと、組織力の向上ということで、事務職と技術職を上下水道間で人事交流したりとか、そういうことを積極的に取り組んでいる自治体もあるみたいなんですけれど、本市ではそういうことって今まで検討されていますか。

○次長兼総務課長 今までは水道と下水道のほうで特別そういったことはやってきておりませんが、上下水道局になった場合に、そこは当然メリットとして考えておいて、部内の異動ということで管理者の権限でできることもありますし、あるいは人事課に人事ローテーションの提案というようなことも今後できるかなと思っております。以上です。

○林 分かりました。

それでは、2号のほう伺います。現行の柏市水道事業運営審議会の現委員数が15人ということなんですけれど、これここに載せられている内訳の人数教えていただいてもいいですか。市議会議員何人、学識経験者何人みたいな。

○総務課副参事 現在の内訳ですけれども、市議会議員2名、学識経験者3名、公共的団体等の役員2名、町会等の役員2名、その他受益者6名。以上になります。

○林 下水道の事業の経営委員会のほうはいかがですか。

○下水道経営課長 下水道事業の経営委員会につきましては、学識経験者4人、関係団体の代表者3人、その他市長が必要と認める者として、商工会議所とか公務員も含めて、その辺り入りますけれども、8人で計15名となります。以上です。

○林 分かりました。今まで15人と15人で合わせたら30人だったものが、新たな上下水道事業運営審議会では15人までになるということなので、私がちょっと気になっているのは、学識経験者など知見を有する委員が少なくなって、今後審議に支障を来すようなことがないかということなんですけれど、今現在は、だから学識経験者は3人と4人で7人なんですけれど、新たに15人になるときにそれが担保できるような形になるのでしょうか。

○次長兼総務課長 学識経験者の特に選考、水道にお詳しい先生と下水道事業にお詳しい先生、そこをバランスよく取って、あとそれに税理士とか財務会計にたけた方等も含めてバランスよく構成したいと思っております。以上です。

○林 分かりました。学識経験者など知見を有する委員が少なくなるということは、ないようにしていただければと思います。

あと、これは確認なんですけれど、関係団体の代表者には、今回は市議会議員を含めないというふうにお聞きしていますが、それでよろしいですか。

○次長兼総務課長 委員おっしゃるとおりでございます。以上です。

○林 私、議員が市長の設置する審議会等に参画することは、立法機関と執行機関との機関対立型を取る民主的な地方制度の趣旨に反すると考えています。なので、今回議員を外したことに賛同いたします。以上です。終わります。

○鈴木 では、1号から行きたいと思います。まず、職員の身分、待遇、給与、研修、採用等に関して、下水道局、下水道局じゃないな、土木部下水道から移られた方はどのように変わるのでしょうか。

○下水道経営課長 現状は、人事課、市長部局の人事課のほうで、ほかの部局の職員と同様に採用ですとか研修ですとか人事異動、全て人事課でやっております。上下水道局になりましたら、現在の水道部の扱いと同じになりますので、管理者の下に人事的な業務が行われますので、市長部局との関係においては、採用とか退職とか、そういった職員としての基本的なスタートと終わりの部分については、引き続きこれまでどおり人事課のほうで一括してということになるのかと思うんですけども、人事異動等につきましては、人事課と協議しながら管理者の権限の中でやっていくということになります。以上です。

○鈴木 採用に関しては変わらないということによろしいのでしょうか。

○下水道経営課長 将来ずっと変わらないかどうかはともかくとして、特に今のところ変えるという検討はしていないので、当面の間はそういう形で現状と同じでいくと思います。以上です。

○鈴木 教育はどうなんでしょうか。

○下水道経営課長 教育委員会のことに関しましてはちょっと正確なお答え……（私語する者あり）教育ですか、研修、研修につきましては、失礼しました。現状は基本的な採用時研修ですとか、あと例えば役職別の研修、管理職研修とか、そういった役職段階ごとの研修は人事課が集約して行っております。それ以外の専門職としての知識を必要とするような研修ですとか、あと部内で認識を共有しなければいけない内容の研修につきましては、各部署において年度初めですとか行ったり、あと専門研修機関に予算を取って行かせたりとか、そういう形で行っております。以上です。

○鈴木 市長部局のときの例えばハラスメント教育だとか、いろんな全職員を対象にした教育あると思うんですが、それが受けられなくなるとかいうことはないのでしょうか。

○下水道経営課長 そういったことにつきましてはこれまでどおりということで、特に変わるという話は今のところ出ておりませんので、どこかしらが必ずやらなければいけないところだと思いますので、これまでは効率面考えて人事課のほうで集約してやっておりましたので、そこは特に変わるという話は出ておりません。以上です。

○鈴木 採用も市長部局でやるということですかよね。

○下水道経営課長 当面はそういうことになると思います。以上です。

○鈴木 当面というのがちょっと引っかけちゃうんですが、たしか消防局とかは

採用は消防局で独自にやりますよね。それと同じようにこの水道、上下水道局もそうなるのかなというふうに思っているんですが、その辺はどうなのでしょう。

○下水道経営課長 消防局のように人事異動が局内に限られるような部署と、あとそれとは別に例えば上下水道局のように人事異動が土木部ですとか、あと事務職は市役所の全組織またがるような人事異動が想定されますので、そういった幅広く人事異動が考えられる職種がいる任命権者というか、そういった組織については、これまでどおり人事課で一括して基本的なところは管理していくというのが、これまでの柏市の考えですので、今後も変わるという話は、ちょっと私、自分の所管が下水道部門なので、ちょっと言い方が当面という変な言葉使っていますけれども、特にそこは深い意味があって使っているわけではございませんので、これまでどおり当面は変わらないと思います。以上です。

○鈴木 今土木部にいる方からの回答だと思うんですね。そうじゃなくて、今水道局側にいる方の、として、先ほどちょっと出たのが、例えば一般職の人たちは異動がありますよとかいうふうにおっしゃいましたよね。それはだから水道局のほうでも、ちゃんとされているのかどうか。結局下水道局も水道局になったとしても、一般職の人事交流は異動があるだとかないだとか、その辺がはっきりよく分からないんですが、今の水道、上下水道の人たちから聞きたいんですが、部門から。

○次長兼総務課長 水道部に現在配置されている職員も、事務職、技術職含めて市役所市長部局との異動といいますか、人事異動はこれまでもあることでございまして、今後もそうなるかと思っております。以上です。

○鈴木 ということは、職員の待遇はあまり変わらないということによろしいんですかね。分かりました。

次に、ただ水道管理者の下で上下水道局、局というか、上下水道両方管理されるということは、水道管理者としての管理する部員なりは、職員は倍増になるということによろしいのでしょうか。

○次長兼総務課長 現在の水道事業管理者から上下水道事業管理者になると、その配下にいる人員は確かにかなり増えるということになります。以上です。

○鈴木 職員も47名増えて、事業的にも下水道事業が全部肩にかかってくるという意味では、水道管理者の御負担は多分すごいことになるんじゃないかなと思っておりますが、そういう意味では水道管理者の方の給与だとかいうのは変わるのでしょうか。

○次長兼総務課長 給与については、改定する予定は持っておりません。以上です。

○鈴木 分かりました。下水道事業が土木部から上水道に移ったときに、下水道の普及地域の拡大、これに関してはどのように変わるのでしょうか。今の現状と、それから今後の計画をお示してください。

○下水道経営課長 下水道の長期的な整備の計画につきましては、組織の統合が直接大きな影響を及ぼすものではございません。長期的には経営の効率化とか、そういったところが、そういった整備に関しても促進の方向に働けばいいのかなと思っ

ているんですけども、特に現時点で統合直後に計画を見直すとか、統合を理由として計画を見直すとか、そういったことは考えておりません。以上です。

○鈴木 今、下水道の普及エリアといいますか、これ面積で見るとはどうでしょうか、世帯数というか人口数で見るとはどうでしょうか。たしか上水道は人口数で見ますよね。下水道はたしか面積で見ると思ったんですが、それは何%ぐらいなんですか。

○下水道経営課長 代表的な指標としまして下水道処理人口の普及率というものが、一般的によく見られております。令和2年度末で90.5%になります。以上です。

○鈴木 ごめんなさい。下水道が通っているところの人口の比率、それは全柏市の人口、43万人の人口に対する90%ということでしょうか。

○下水道経営課長 簡単に申し上げますと、柏市の人口が分母で、分子が下水道の整備が済んだ地域の人口。なので、人口と面積、完全に一致しませんけれども、9割の部分に下水道整備が進んでいるということになります。以上です。

○鈴木 分かりました。ありがとうございます。下水道の中に、この間ちょっと私が一般質問でも出しました大雨といいますか、集中豪雨があったときの内水氾濫というのか冠水といったらいいのか、川が氾濫したんではなくても冠水している、あるいは住宅が浸水するだとか、そういったことが起きる場合が多々あるように見受けられますが、これは下水道事業に入るんでしょうか、それとも土木事業で残るんでしょうか。

○下水道経営課長 下水道事業として整備するものにつきましては、下水道部門、上下水道局で所管します。下水道計画に基づく雨水管、雨水の流れる管がそういったものの対象になります。市長部局の土木部につきましては、下水道という位置づけがない、従来からある水路ですとか河川に関係する部分ですとか、そういったところになりますので、下水の位置づけがあるかないかで役割分担をしていくことになります。以上です。

○鈴木 今の回答ですと、下水道が配置されているエリアにおける冠水だとか浸水だとかいうものは下水道部局でやる。で、下水道が入っていないところでの冠水は土木部で対応するという回答になりますでしょうか。

○下水道経営課長 私が先ほど申し上げました下水道処理の普及率おおむね9割というのは、雨水じゃなくて汚水のほうなんですね。雨水の管については、それとは別に順次整備をしているところです。市内において雨水の大きな管が道路の下とかにありますけども、そういった整備は下水道部門で順次進めていくと。それで、仮に年に何回も大雨降りますけども、その大雨の対応につきましては、災害対応の初動対応は下水道部門も土木部門も協力して行います。長期的な整備に関して抜本策の取り方について、下水道部門は下水道の雨水管を計画に基づいて整備していくという役割、土木部の河川排水課は、下水道管ではない水路とか、そういったものを整備していく。なので、整備において主にその役割分担が変わってきます。以上です。（私語する者あり）

○鈴木 何か分かんない方がたくさんいるんですが、（私語する者あり）まず下水道局で基本的に管理するのは污水管であると。トイレだとか、あるいは住宅から出る雑水や、雑排水といったらいんですかね、それを管理する污水管を管理するのが基本ですよということですよ。そのエリアは大体何%ぐらいなのでしょう。面積でいうと、今度は。

○下水道経営課長 污水管でよろしいですね。

○鈴木 污水管で。

○下水道経営課長 污水管に関して面積はちょっと指標としてすぐ出ないんですけれども、柏市の面積が115ヘクタールぐらいあるかと思っております。あと、下水の污水の計画面積というのが74ヘクタールぐらいあって、そのうちの74ヘクタールの9割ぐらいが污水の整備が済んでいるので、トータルでは柏市全体の半分以上のエリアには下水、污水管が入っていると。入っていないところは市街化調整区域ですとか合併浄化槽で処理したほうが、トータルで効率的だろうと考えられている地域になります。以上です。

○鈴木 その污水管が通っているところでの雨が降ったときの雨水をどう処理するかという管を管理するのは、下水道局が担当するということなんですよ。

○下水道経営課長 污水管と雨水管はちょっと別に、全く別に考えていただいたほうがよろしいかと思えます。污水は污水であって、雨水は全く別に別の整備を進めていますので、たまたまた同じ重なる部分もありますけれども、例えば柏市の中心部でしたら污水管も整備されていて雨水管の整備されているという地域も多いですし、逆に市街化調整区域に行くとも污水管もないけれども、雨水管もない、両方ない地域もあつたりします。そこは雨が降ってもしみ込むところが多かつたり、また被害の内容も、都市部と市街化調整区域では被害の内容も違つたりしますので、そこはいろいろトータルで考えながら、污水は污水、雨水は雨水で別に、全く別に整備を進めておりますので、エリアでその下水道が、下水道と土木部の所管が分かれているということではなくて、何を整備するか、どのような管を整備するか。整備の対象で分かれているという、すみません、ちょっと分かりづらいかもしれないんですけど、エリアでは明確に分かれているということはないです。以上です。（私語する者あり）

○土木部理事 すみません。ちょっと補足で説明させていただきますと、経営課長が説明したとおり、污水の処理面積も柏市全域で7,360ヘクタールの全体計画があつて、雨水も全体計画としては7,360ヘクタール持つてございます。しかしながら、雨水のほうはまだ整備率が22%以下という低い状況でございまして、事業計画としてもまだ4,000ヘクタール、計画だけ立てて、まだ実際整備されていない部分もありまして、その中で計画としては雨水も下水の計画の中に入つてはおりますけれども、まだ整備率が低いということなので、まだ整備が先、相当先までいく部分については土木部のほうで、例えば既存の水路であつたり、既存の地域排水管を機能を強化するなどして対応していくということなので、下水は計画に基づいて、まだまだ低

い状況でございますけれども、浸水対策として雨水管整備をするという形ですので、先ほど説明あったように汚水があった部分について、そこしか下水は管理しないということではなくて、基本的には下水道の網はかかっているけれども、そこまで長期的に事業計画がない部分については、土木部のほうで初期対応だとか、そういった水路をしていく、いう形になりますので、ちょっとエリアでしっかり区分けして管理していくということではございません。以上です。

○鈴木 この質問がその今の議案1号に係っているのか、係っていないのか、分かりづらいところではあるんですが、要は河川排水課は、土木部にある河川排水課は下水道部局に行くのでしょうか、それとも土木部に残るのでしょうか。

○下水道経営課長 河川排水課は土木部に残ります。

あと、先ほどちょっと私、説明の中でヘクタールの数字、単位間違えておりました、平方キロのほうでちょっとしゃべってしまったので、100、桁をすみません、間違っています。訂正させていただきます。以上です。

○鈴木 先ほどちょっと説明があった4,000ヘクタールがまだ雨水管が整備されていないエリアであると、今後配備しなくちゃいけないエリアだという認識をされていると思うんですが、この4,000ヘクタールの雨水管をどうするかを考え実施していくのは、下水道部局でやるのでしょうか。

○土木部理事 先ほど御説明した事業計画の4,000ヘクタールというのは、今雨水管整備の計画ある4,000ヘクタールですので、その部分のうちの22%、7,360ヘクタールに対しての22%なので、約何ヘクタールか、ちょっとあれですけども、その部分ですので、今事業計画としては4,000ヘクタール整備していくことに関しては、下水道部局のほうで計画を立てて順次整備していくという形になりますので。以上です。

○鈴木 そこが聞きたかったんです。4,000ヘクタールがまだ雨水管が配備されていないところは、下水道部局でやっていくということによろしいんですね。了解しました。にもかかわらず河川排水課は移動しないと。例えばこの間の一般質問で私がやった西原六丁目、あそこの雨水管というか、あそこの冠水の対応は、これは下水道部局でやるんですか、それとも河川排水課でやるのでしょうか。

○土木部理事 本議会でも答弁させていただきましたけれども、ここの西原地区につきましても下水道計画はありますけども、まだ当面、下流から整備してくるとなるとかなり長時間要するという事なので、今現在ある水路の機能を強化することによって、その部分については下水道計画に基づかないというか、暫定的な整備になりますので、河川排水課のほうで整備していくということの区別をしております。以上です。（私語する者あり）

○鈴木 分かりました。

次、行きます。

○委員長 次、議案の趣旨に沿ってやってください。こっちも我慢して聞いていたんですけど。

○鈴木 河川排水課がどっちに関わる、大分下水道というか雨水の集中豪雨があったときにどうやって対応していくかというところの設備が、下水道局でやるのか、河川排水課でやるのか、よく分からないということで質問させていただきました。

最後、お願いで、道路冠水や建物浸水が発生しないように、ぜひとも下水道局でしっかり計画を立てて対策を立てていただきたいなというふうに思います。以上で、要望して終わります。

○助川 幾つか柏市の考え方を確認したいなと思うので質問させていただきます。また、先日も手賀のほうの大きな火事があったときに、ぱっと考えた。たしか布瀬、手賀地域は水道通っていなかったなど。たしか手賀の丘青少年自然の家辺りまで水道が通っていたなと思って、水の確保とか水利は大丈夫なのかなというのはいちよっと思ひ、頭に浮かびながら火事のニュースを見ていたところでございますけども、またこれから柏市の中での水道に関する課題というのは、上水道も下水も含めて多々あるかと思ひますけども、この柏の中での柏市の水道の確保として、当然北千葉の水道事業団とか県の方針というもの等々入ってくることかと思ひますので、今の現在の柏市の考え方をちょっと確認しておきたいと思ひております。まず、1つ目について、広域化についての議論というのは度々出てくることかなと思ひますけれども、この広域化についての柏市の今の考え方はどのように考えておりますか。

○次長兼総務課長 広域化については、水道法の改正の中で都道府県が中心になって推進するということになってございます。具体的には令和4年度までに都道府県ごとに広域化のシミュレーションやったり、経営の組織統合、どことどの市がくつつくとか、そういったパターンを示すというところまでが令和4年度の予定でございます。現在千葉県が事務局となって各県内ブロックごとに少し勉強会とかコンサルを使った分析が進められているところで、柏市もそれについて協力しているところがございます。ただ、広域化ということについては、当面柏市とか、お隣の流山市も広域統合化するところまで経営上迫られていないというところがございますし、しばらくは現状の料金でまだまだいけるのかなと思ひておりますが、研究には参加していきたいと思ひております。また、将来統合する場合においては、北千葉から柏市は受水しておりまして、この北千葉水道企業団から受水している単価というのは、千葉県で最も安い単価で買わせていただいているので、もし統合するのであれば、北千葉と近隣の市町村と垂直統合といいますか、一体になった統合の仕方のほうが一番メリットがあるのかなと思ひております。以上です。

○助川 県という中で考えることになろうかと思ひます、そうなったときに。当然人口が増えているところは水道料金は安くなってくるでしょうし、逆に想像ですけど、房総半島、南のほうだったりとか山間部というところは水道料金が高くなってきているのかなと思ひますけども、これ大体どれくらいの違いが具体的に出てくる、きているものなのか、もし分かる範囲でいいんですけども。

○次長兼総務課長 ちょっと簡単ところで申し上げますと、柏市が北千葉から受

水している、水を仕入れさせていただいている値段で言いますと、基本料金が幾らと、あと使用料金が幾らという2本立てになってございまして、柏市が北千葉から基本料金が1立米当たり53円と使用料金が10円、合わせて67円というところなんですけども、県内一番高い南房総広域水道企業団においては2つ合わせて189円ということで、3倍以上の値段があります、値段の差があります。以上です。

○助川 分かりました。今の、先ほど流山市なんかも当然人口が増えている中で水道料金の維持であったりとか、逆に水道料金がうちはこれくらいに抑えられますよということでの人生の中のライフサイクルのコストの中に入れた上で、うちのまことに住みませんかということでの、ただ単に土地の値段とか交通だけでなく、税金だったり公共料金というのも多々入ってくると思うんですけども、そんな中で当然北千葉水道企業のほうも、さっき習志野のほうの話も出たと思うんですけども、たしか習志野は北千葉からも取っているけども、ほかからもたしか取ったりしていましたよね。

○次長兼総務課長 たしか習志野市は、市独自の水道と市の半分ぐらいは千葉県営水道で賄われていたと思います。以上です。

○助川 そういった中で、当然この北千葉の水道企業団の持っている構成市って幾つかあるかと思うんですけども、柏市が持っている課題と、多分流山市とかほかの市のほうが持っている課題意識というのも多々、幾つかあるかと思うんですけども、私はこの統合によって、ちゃんと柏市の意見だって、柏市の企業団としての、柏市としての問題意識といったものをそういった中ではしっかりと伝えていってもらいたいと思うことに期待しているんですけども、もしあれば、もし現在柏市が持っている課題とか将来に向けての各市の考え方の違いであったりとか、そういったもので捉えられているものって幾つか何かあるんでしょうか。

○次長兼総務課長 詳細にはなかなか他団体のことで分からないところがあるんですけど、一つ、流山市は急激な人口の増加がありますので、北千葉を通じて持っている水利の権限と、今までの持っている井戸水で、これで将来の人口増加にきちんと対応できるかというのが非常に今危惧しているところで、それが最大の懸案だと思っております。あと、野田市については、上花輪浄水場といいますか、キッコーマンの水道から引き継いだ施設が老朽化したりとか、あと独自の江戸川からの取水権を持っていて、それがコストがかさむという構造になっておりますので、それを整理統合するというのが課題だと思います。我孫子市については、人口の減少局面にたしか入っていると思いますので、北千葉で持っている権利を十分水道事業に生かし切れないといいますか、少しその水道の料金が重荷に将来なるだろうと思います。そのために流山市とか柏市に比べれば、料金改定の話が先に到来するのではないのかなと思っております。以上です。

○助川 同じ企業団の中でも組織というか、市が代われれば様々な課題変わってくると思うので、私としてはこの組織統合によって、しっかりともう一度柏の中の水道といったもので一体感を持って、他市との議論だったりとか問題意識の共有の中で

はリードしてもらいたいなと思っているところでございます。

あと、審議会についての、すみません、審議会のほうについては様々なリスクが、議論されずに答申などが出てくるようなことがないようにというの、議員が入らないということにメリット、デメリットあるかと思えます。私は、ある程度地域の特性だったり議会での議論だったりとか様々な話を聞いた上で、審議会の中でも将来構想の中で意見を言える議員が入ってもらいたいという思いを持っているんですけども、同時にこの議案に関しては賛成の方向で構わないんですけども、そういったときにはしっかりとした情報といったものはしっかり出していただいて、審議会でこういった答申が出ましたよということだけでなってしまうと、そこはもう賛成、反対というところだけになってしまうと恐ろしいので、そういったところでは情報といったものは小まめに出してもらいたいと思っております。ということは要望として出させていただいて、私のほうは以上で。答弁は結構です。

○古川 具体的に聞きたいんですけども、事前に頂いている資料で、要は見込まれる効果というのが書いてあって、もうちょっと具体的にお聞きしたくて、例えば利用者サービスの向上の広報等の啓発活動の一体的実施というのがあって、現状どうで、これがどうなるというような形で説明をしていただけるとありがたいなということ。

ちょっとあまり質問を分けないでもう一個、上の料金収納とこの窓口一元化もそうなんです。今はこうなっているけれども、これをこうすることによって例えば土日も受けられるとか、そういう、もう一つ分かりやすく具体的に教えていただきたいということです。よろしくをお願いします。

○次長兼総務課長 まず、広報については、現在ホームページも当然別々のところがございますし、それを一体化したいと思っております。あと、広報紙については、水道だよりも年2回の発行と下水道だよりも年1回の発行となっておりますけども、これを統合した、同じ冊子といいますか、その中に水道と下水道の情報を織り交ぜながら効果的に作成していきたいと思っております。また、柏まつり等のイベントとか、そういうところでも水道、下水道両方で連携した効果的なPRをしていきたいと思っております。

料金収納については、基本的に今徴収業務委託で一連でやっているところがございますが、一部既存の下水道の窓口でやっている業務も含めて、新庁舎の中でできるのかなと思っております。以上です。

○古川 もうちょっとあれば、具体的に今まではここへ行かないとできなかったのが新庁舎のほうでできるようになるとか、もっと、広報の話はかえってわかりづらくなることあるんじゃないのかと思うんですよ。一体的にやったほうがコストも安いだろうし、いいのかもしれないんですけど、やっぱり基本上水道と下水道って違いますからね。だから、そのところが一緒にやることによって、どう分かりやすくなるのかというところが、先進自治体の事例なんかもあるんでしょうが、そこがもうちょっと分かりやすくなるといいなと思ったということで、いいです、後で

聞きます。

もう一つ、次の訓練の一体的実施で危機管理に対してのところ、ここら辺も何となく漠として分かるんですけども、もうちょっと例えば今まではこうだったんだけど、この部分が一体的にやることによってこうなると、もうちょっとそこを出していただけるとありがたくて、そこはどうか。

○次長兼総務課長 まだまだこれからちょっと考えなきゃいけないところなんですけども、例えば応急給水の訓練と給水車を使って町会とかと一緒に訓練するようなことでも、従来の水道部の職員だけでなく、場合によっては下水道の職員も経験はさせて一体で応援ができるような形にしたいと思っております。以上です。

○古川 あとは、ちょっとほかの自治体の事例を見ると、柏市でできるのかどうか分かんないですけど、例えば上水道と下水道の入札を一緒に、何か同じ工事だというので、やるとかというところも効果としてあったり、合併入札とか書いてあったかな。そんなのが何かあったりということもあるんで、柏市の出している効果って、結構ほかの自治体が先行自治体で書かれているところを、結構限定的にかなり厳しめに書いているから、そこはあまり膨らませないでという多分気持ちで書かれたんだと思うんですけども、ただやはりそこら辺もうちょっと具体的に思いとか検討していることってというのは、もうちょっと分かりやすく、後で、時間になりましたんで教えてください。いいです、もうこれで。

○委員長 ここで暫時休憩いたします。

午後 3時 6分休憩

○

午後 3時 11分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○北村 今の給水車というお話出た中で、給水車、いろいろな台風の災害などでも柏市からも給水車を出したり、災害対応というのはこれまでもされていたと思うんですね。その災害対応という点で1点だけ、今後そういう給水車出したりとか、私は、市役所の職員というのはもう全国にやっぱりどんどん災害派遣に行って、そこでいろんな学んだものを柏市で何かあったときに生かせるように、どんどん、私は災害対応、派遣というのはすべきだと思うんですが、給水車を例えば派遣するときには、今回の別に統合は関係ないとは思いますが、どういう対応になるんですか、ちょっと興味で聞いてみました。すみません。組織体制ということで。

○次長兼総務課長 応急給水車の派遣については、昨年度の年末も南房総市とか木更津の事故について職員つきで派遣しております。基本的に水道については、各団体がお互いに助け合うという前提になっておりますので、引き続き対応したいと思っております。給水車については、一つ車の運転免許の問題がございまして、私ぐらいの年齢の者ですと普通の自動車の免許で給水車も運転できるんですけども、若い人が取る運転免許ですと給水車運転できないということなので、昨年度から柏市

の水道部では別途予算確保して教習所に行って、その限定を解除するというような、研修の一環でやらさせていただいております。来年度以降、それもできれば下水道部門にいる職員にもそれは適用して、下水道の職員も給水車を運転できるような形にして、人的なやりくりをできるようにしていきたいなと思っております。以上です。

○北村 意見だけ。ありがとうございます。組織統合されたとしても、一体となってそういう災害対策などにも当たっていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。

○委員長 まず、議案第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第2号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、請願を審査いたします。

請願第1区分、請願49号、国民健康保険の子供に係る均等割保険料の負担軽減を求めることについて、請願50号、高齢者の補聴器購入助成とヒアリンググループ設置を求めることについて、請願52号、75歳以上の医療費窓口負担2割化の中止についてを一括して議題といたします。

本3件について、意見並びに質疑があれば、これを許します。

○北村 50号の主旨2と4でございますけども、今特定健診の項目というのはどのようなものがありますでしょうか。

○次長兼保険年金課長 特定健診の健診項目でございますが、既往歴の調査ですとか自覚症状及び他覚症状の有無の検査、身長、体重及び腹囲の検査、BMIの測定、血圧測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査等になります。以上でございます。

○北村 ありがとうございます。私も制度を利用させていただきまして、ちょっと脂質が高いということで、私もショックを受けておるんですけども。実際特定健診

項目に聴力検査を入れるということを想定したときに、今の健診というのは血液検査でほとんど対応できて、行ったらすぐ、時間もあまりかからず対応して下さるんですけども、結果に関してもすぐ出ると。聴力検査、私は別にこれを入れることが悪いとかどうとかじゃなくて、入れたときにいろいろ手間とか時間とか業務負担とか、そういうものというのは、費用も含めて、どのようなことが想定されますでしょうか。

○次長兼保険年金課長 特定健診の健診そのものは、もともとの目的が生活習慣病の予防のためというものが目的ですので、先ほどお話ししたような血液検査等が主な項目となっております。今御質問がありましたようにここに聴力検査を加えたとしますと、防音室の設置ですとか、その中でオージオメーターと言われる特殊な機械を使って検査をすることになりますので、なかなか集団健診会場でそういった設備を設置するとか、あと検査をする職員も有資格者でないとなかなか法律にのっとった検査が難しいようですので、そういった課題が考えられます。また、個人健診で行った際も、先ほど申し上げたような検査項目ですと主に内科で受診されることが多いものですから、そこに聴力検査をしていただくということは難しいかなと。費用的にもなかなか、お一人当たり大体概算なんですけれども、その自院で検査、健診そのものをやった病院で聴力検査をやったときは約1,500円ぐらいで、別の病院でやった場合には4,500円ほどの1人当たりの検査費用がかかるかと試算しております。以上でございます。

○北村 ありがとうございます。聴力、今のお話ありがとうございます。よく分かりました。聴力がちょっと衰えている方というのは、やはり日々の生活の中でも、道路歩いていても何かをするにも、趣味に興じるにもやっぱり不便だなというのはあるし、そういうところを何とか支援してあげれば、それは理想だと思うんです。ただ、この聴力検査入れるのがどうなのかというところの、私はこれ賛成はいたしたいと思っておりますけども、ちょっとそういう、それ以外の市民の聴力がちょっと聞こえにくくなっているとか、やっぱり自分で感じてきている部分とか、人に指摘されるという方も、私も結構市民とか支持者でもいるので、そういう方をどういうふうに支援していくかというのは、行政としても考えていただきたいと思っております。そういう意味でこの主旨4ですけども、公共施設にヒアリンググループを拡充してくださいと、ここでお聞きしたいのは、公共施設って、今すみません、市内に幾つあるんですでしたっけ。

○地域支援課長 公共施設、近隣センターでいいますと23館、その他文化会館、アミューゼ柏、パレット、そして今回新しくできましたラコルタ等がここに該当する部分かなと思っております。以上です。

○北村 30か所、約30か所ぐらいでございますね。ここに全てヒアリンググループを入れたときのコストとかメリット、デメリットをお示しいただきたいのと、まずそこをお示しいただきたいと思っております。

○地域支援課長 まず、現状の設置状況について説明させていただきますと、今ヒ

アリンググループ、アミュゼ柏のクリスタルホールの最前列から3列目までが対応できるようになっております。そのほかアミュゼの会議室B、それとラコルタの講堂にはヒアリンググループ聞ける環境があるんですけども、その他文化会館、近隣センター、パレットでは環境にございません。その分を今障害福祉課のほうでヒアリンググループの本体といいますか、本体の貸出しを2セット、それから受信機のほうを10個貸し出しできる体制を整えておりますので、その部分で現状では対応している状況で、今不足しているという声は今のところ聞こえてきておりません。今後それを設置した場合の費用といいますか、メリット、デメリットですが、本体について、本体と例えば受信機10個のセットにしますと、1セット60万ぐらいと言われておりますので、それを近隣センター、例えば23館に全部置くかというところとあまり、足りないという声が聞こえていない中、貸出しで今対応できる状況の中では、そこまで設置する状況にはないのではないかとというのが、今担当では考えているところです。以上です。

○北村 なるほど。確かにコストのところに行き着くというのは、よく分かりました。全てのところに今後コスト面で設置する、今のところは考えはないというような市の考えでしょうか。一応念のため。

○地域支援課長 コスト面もないわけではないんですが、まだ貸出しセットを用意しています障害福祉課のほうの話ですと、今の2セットプラス受信機、補聴器10個で十分対応できているという認識だというお話を伺っていますし、近隣センターを管轄しております地域支援課のほうでも、特に足りないという声が今直接聞いておりませんので、そこまでの需要が今のところ感じていないというのが率直な考えです。以上です。

○北村 すみません。ちょっとヒアリンググループ、すみません、私、機能が、すみません、本当に不勉強で、ヒアリンググループってあれですか、本体あれば一部の人に、それとも多くのそこにいる、例えば集っている100人だったら100人が聞こえるようになったりするような機能とかっていうのはないんでしょうか。すみません。言っている意味が分かれば教えてください。

○地域支援課長 耳の不自由な方が通常補聴器をつけていらっしゃるって、例えば音楽会なり、講演会で講演されている方のお話を伺うときに、補聴器で音を増音というんですかね、大きくするよりも、ヒアリンググループの中である程度の範囲を決めて配線を回して、その中で磁場を起こしまして、その磁場に反応する補聴器というのが、そういう仕様の補聴器がございます。それを直接当てることによって、またその受信機の切替えで、その磁場に対応できる受信機、することによって、ただ音を增強するだけではなくて、その磁場を受けて耳に直接鮮明な音が入ってくるという、そういった機械になっております。

○北村 御丁寧にありがとうございます。それととてもいいヒアリンググループとしての機能だと思います。ただ、範囲を決めてというのであれば、大きな例えば規模の箱だったり、小さいところもあるとは思いますが、そういうところによって、

しっかりその範囲にいる人たちが聞こえるか、集っている人たちが全員聞こえるような、耳の不自由な方がどういうところに座ったとしても全員ちゃんと聞こえるのかという、そういう規模感とか、大きな規模とか範囲というのを答えられるのであれば、そういうところもちよっと気になってしまうんですけど、いかがでしょうか。

○地域支援課長 例えばアミューゼ柏でいいますと、クリスタルホールでいいますと、先ほど申し上げた3列目までがその地場の発生する機械が入っております。そこを離れてしまいますと、4列目に行くともう地場が受けられませんので鮮明な音はもう入ってこなくなります。貸出し用のループにしますと、コードのようなものが10メートルとか30メートルとかありますので、それを巡らせた範囲の中に入っていた方が聞こえるようになりますので、もし講演会等やる場合であれば、そのヒアリンググループが必要な耳の不自由な方をどこかに席一部確保して、その部分をコードを回して中で聞けるようにするという、そういった対応になろうかと思えます。

○北村 ありがとうございます。いろいろな催物によっても、例えば講演会、年配の方々を対象とした講演会だったり、若者の方を対象にした例えばヒップホップのダンス講座とか、それだと全く違うと思うんですね、対象者というのが。やっぱり対象者というのでも考えながら、盆踊りとか年配の方が親しむようなことにはやっぱり、ちょっと今様々な考えありますけども、話としてはよく分かりました。ありがとうございます。以上です。

○日下 今北村さんの質問にちょっと関連するんで、先に私、実は私の事務所にそのヒアリンググループセットしてあるんですよ。それで、生活相談の方ですとか、ミニ学習会なんかのときには耳の不自由な方にもお誘いしてやっているんですけども、先ほど説明があったように磁気なんですね、磁気ループなんですね。補聴器もTコイルというのがセットされている補聴器があって、Tコイルに切り替えると、そういう補聴器でも使える。もちろん専用の補聴器もあるんですけども、私なんかは文化会館なんか借りて学習会なんかやるときには、その一画にそういう席を、障害のほうから、障害福祉課からセットしたもの借りてセットして、耳の不自由な方はここにお座りくださいとあって座っていただくんですよ。実際にその体験した人は、すごく鮮明に、要するに雑音が普通の補聴器みたいに入らないんですね。鮮明に聞こえるから、本当にそういう機器がセットしてあると、積極的に学習会に来たり講演会に来たりする人が。何で、先ほどから希望が少ない、利用者が少ないとおっしゃったけど、知らないんですよ。ここにいる皆さんだって知らない。知らないのが実態なんですけど、やった人はすごくもうその効果はもう抜群なので、本当に人間が変わるの。今までそういうところにもう行きたくないわけですよ、講演会なんか。人との接触なんかも、聞こえないわけだから。ところが、そういう人が来るようになるんです。そうすると、その人の表情も変わるんですね。だから、このヒアリンググループというのは、実は私はある程度知っているからですよ。本当に高齢者の生きがいに直結するシステムなんです。だから、知らないからまだ利用者は数少ないんだけど、ぜひその担当部署では、自ら使って、その効果というのを実感して、

それで広報などで啓蒙するというをやれば絶対広がっているし、もう実感しているところ、東京なんかでは今広がっていますし、結構県内でも全国にも、これだけセットしてあるところってあるんですよ。こんなに場所があるんですね。柏も、先ほど2か所ありますけれども、議会傍聴席にもセットしてあるところあるんですよ。私、議会の傍聴席には必要だと思う。特にあそこの傍聴席って聞こえにくいんですよ。後ろは聞こえにくいんだって。だから、議会傍聴席なんかにはぜひこれセットしたいなと思うんで、船橋の市役所、傍聴席にありますね。流山もあるみたいですよ。一遍にすぐって、請願者の要請には全面的にすぐにはいかないでしょうけれども、やはり本当に生きがい、高齢者の生きがいに直結しているいい試みなので取り入れてほしいなというふうに思います。

それから、併せて言っちゃいますね。特定健診なんですよけども、そういう意味ではやっぱりなかなか、議会の保健福祉部長の答弁も認知症との関連というのを明確に答弁してくださらないんですよけども、これは私も身近なところで本当に体験しているんで、やっぱり聞こえないと本当に、何ていうんですか、思考が衰えていくんですよね。だから、聞こえっていうのはすごくもう大事で、私もどっちか、ちょっと聞こえにくくなったかなって。やっぱりかなりの人たちが一定の年齢超えますと聞こえが悪くなるので、これはこれからやっぱり地方自治体が成熟した地方自治体になっていく方向に、これはぜひ必要な課題であると思うし、今広がってきていますので、特定健診にも位置づけていただくと、やっぱりその認識が本人だけではなくて全体にこう認識されていくという、そういう意味で位置づけされるのは非常に意義があるかなというふうに思います。

続けちゃってもいいですか。それから、国民健康保険の均等割のことなんですよけども、私も議会で質問に取り上げましたし、国保だけなわけですよ、人头割といえますか、特に柏の3万6,600円って高いですよ。世帯割っていうのも、平等割というのもあって、あるところ、ないところあるんですけど、平等割は比較的ちょっと柏は1万二千数百円でしたか、割と低いんですけども、でもそれはさてもやっぱり柏のこの均等割、世帯割というのは非常に高く、ほかの自治体なんかと比較しても柏が一番この近隣市では高いです。その点で税とか保険料っていうのは応能負担が原則ですので、やっぱり多子世帯や多人数世帯に負担が重くなる。とりわけ多子世帯の負担ですよ。それやっぱり軽減していくというのは、全国の知事会だって再三国に対して求めてきて、やっと未就学児の均等割5割軽減が来年度から始まるわけで、やっぱり流れができてきているわけですよ。だから、全国でもまだそんなに多くはないんですけども、実際自ら均等割減免をやっているところがあるので、議会でも幾らかかると聞いたら8,000万ということだったので、これはぜひ位置づけてもらいたいと思いますし、どうですか、担当の部署の皆様、部長。

○市民生活部長 議会の答弁もさせていただいた経緯から、私のほうからちょっと考え方についてお話ししたいと思うんですけども、まず一般質問の中で条例を定めることによってできますよ。あとは、それによつての繰入れについてはペナルテ

イーないんでぜひやってくださいということで御質問ありましたけれども、どういう解釈かと申し上げますと、保険料の減免については、法律によって特別な理由がある場合には条例定めてやっていいですよということになっています。ただ、その法律の解釈そのものについては、減免というのはあくまでも個々の負担能力によって決まるものであって、画一的に子供を一律全部減免しますよというような設け方については適当ではないということで、質疑応答集などで示されているところです。これをもって私どもやっぱり事務をやっている中では、所得の状況によらない一律の減免というのは、やっぱり単なる保険料の負担の軽減ということで取り扱われるんだらうなということで考えております。

あと、一般会計からの繰入れについてなんですけれども、基本的にはほかの保険制度の加入者からもいただくということになりますと、やっぱり社会保険の二重負担というような課題もありますので、慎重な議論が必要かなというふうには一方で考えています。また、条例に定めることでできますよということなんですけれども、そういった課題の有無に関わらず、やっぱりこれは賦課を変えることですので、これ条例定めることは前提です。ただ、条例に定めたことで直ちに法定内の繰入れになるわけではありませぬので、法定外の繰入れのうち決算補填の目的、いわゆる赤字解消の繰入れやペナルティーにあるということで御説明申し上げましたけれども、保険者の政策として地方単独の保険料の軽減のための繰入れというのは、この決算補填、赤字補填ということで分類されますので、これによって補助金の減額とか、そういったペナルティーも受けることになるのかなと。また、市がこういった繰入れのペナルティーを受けると、県のほうも併せてペナルティーを受けるような制度になってございます。国保の会計の中で保険料の負担を増やしてやるとかということもあるかと思っておりますけれども、それについてもやっぱり慎重な議論が必要かなと思っております。

あと、結論としてやっぱり地方単独事業として実施する場合には、一律の軽減みたいなものもいいですよという法の解釈ができることが前提かなというふうに思いますし、そういった意味からは柏市として地方全体としてやっぱり国の重要な課題、子育て支援は国の課題として対象広げることとか、財源手当については国の責任でやってくださいということで要望していますので、引き続き今回未就学児まで適用になりますけれども、今後の拡大の適用についてもそういうところで要望していくということが必要かなというふうに考えています。基本的には子育て支援って大変重要な課題だというような認識がございましてけれども、いろんな課題があることから、どういった子育て支援やっていくかについては総合的に考えていくべきだろうと。また、市長のほうも子育て支援について優先順位つけながらやっていきたいということで答弁していますので、基本的にはそういうことかなというふうに考えてございます。以上でございます。

○日下 請願の2、3については、部長も答弁されましたように基本的に国に求めるというのは当然ながら必要だと思いますし、やっぱり強く求めていく必要がある

と思うんですね。ただ、やはり保険料があまりにも高いので、今ペナルティーがあるというふうにおっしゃったけれども、ペナルティーがあっても繰入れやっている自治体もあるんですね。具体的に紹介しますと、例えば千葉市ですと今年度、令和3年度の予算でも予算ベースで6億5,900万円、それから市川市ですと8億7,900万円、船橋21億円、流山も4億円、我孫子市も2,900万円という、そういう一般会計からの繰入れの予算を計上しています。やっぱりそこには、あまりにも国保が高い、そして高過ぎる保険料を何とか支援しようという自治体の現れだと思うんですね。

もう一つ、もちろん私は一般会計からの繰入れを求めますけれども、財政調整基金だって柏市はいっぱいあるわけですよ。これもほかの自治体と比較して、柏市は非常に基金がたくさんあります。例えばちょっとざっくり言いますと千葉市が11億、市川9億、船橋はちょっと精査中でいただけなかったんですけど、前年度1億8,000万、松戸が20億、野田13億、流山4億、我孫子2億、柏市は22億という財政調整基金があるんですね。この財政調整基金というのは、結局国保加入者の保険料なわけですよ。ですから、もし一般会計から出すことができないのであるならば、財政調整基金からの繰入れというのをやっている自治体もあります。そういうことも検討してみたいかと思いますが。

○次長兼保険年金課長 今おっしゃられましたように、確かに現在、国民健康保険の財政調整基金はございますが、既に令和2年度の決算で3億2,000万以上の基金取崩しをしているような状況でございます。今後医療費が増大していくことが見込まれる中で、やはり財政調整基金はそういった毎年の補填の中で使わせていただくのが、被保険者の安定した制度運営のためには重要ではないかと考えているところでございます。

○日下 一般会計もそうなんですけれど、柏市っていうのは先のためにお金をため込んでいく。基本的に自治体の会計というのは、単年度決算じゃないですか。もちろん一定の、若干というかな、預金、先を見てというのは必要ですけども、この柏の22億円、3億円引いても19億円でしょう。すごく多くないですか。もっとこれ有効に使ったらどうですか。

○次長兼保険年金課長 基金の令和3年度の残額の見込みでございましてけれども、13億円に減るといふか取崩しになる予定でございまして。また、令和4年度以降の保険料の額ですとか医療費の増加率を見ますと、基金は現在の基金も令和4年、5年、6年までもたずに枯渇する可能性が十分あり得ます。そういう状況でございまして。以上でございまして。

○日下 でも、5年、10年先を、自治体がそのためにお金を積み立てておくっておかしくないですか。それこそ県や国に対して求めることであって、今、今回も未就学児の均等割というのは実施されてきているわけですよ。これから国もその方向にいくのかな、どうか分かりませんが、基本的にやっぱり国や県に対して求めて、そんな5年、10年先までのことを考えてお金をため込むというのは、やっぱり地方自治体の会計の在り方として問題だと思いますよ。

○次長兼保険年金課長 すみません。私のほうの説明が悪かったようで申し訳ありません。基金が枯渇するのは、来年度、再来年度、令和5年度、6年度に枯渇するような危機感を持って財政運営をしているところでございます。以上でございます。

○日下 それはもう県や国に求めていただきたいと思います。均等割も、柏の均等割って非常に高いじゃないですか。これもやっぱり子育て世態にとって非常に重くなっているわけですよ。だから、確かに取りっぱぐれのない均等割なんだろうけれども、これは見直しが必要なんじゃないでしょうか。

○次長兼保険年金課長 確かに保険料の内訳にはいろいろな政策があると思いますが、現在の柏市の状況でございますが、世帯の人数として一番多い単身世帯が62%を超えております。そういった方にもきちんと、きちんとというか保険料を御負担いただくということになるべく、何というんでしょう、個々人の御負担が大きくなならないような保険料の設定ができればと思っております。現在柏市の世帯構成でございますが、単身世帯、お二人世帯で90%以上占めているものですから、そういった方にもなるべく、御負担が大きいのには認識しているんですけども、なるべく払いやすい形を取っていただければと考えております。以上でございます。

○日下 なるべく払いやすいっておっしゃったんですけども、やっぱり大変なところに負担が重くいくというのが、この柏の国保なんですよ。やっぱり特に子育て世帯ですよ、子供の多い御家庭。この負担をやっぱり軽減する策っていうのを、やっぱり国保もきちんと持つべきだというふうに思います。

それから、最後の52号ですか、75歳の医療費の問題です。今回来年度から、10月からですか、200万以上の370万人の方が2割負担になるということなんですけども、柏市ではこの年収200万円以上の370万人に対応する数というのはどのくらいになるんでしょうか。

○次長兼保険年金課長 新たに2割負担になる方は、おおむね1万6,000人ぐらいと考えております。以上でございます。

○日下 比率で言いますと。

○次長兼保険年金課長 約28%です。

○日下 この請願書の中に全国的平均が約20%って書いてあるんですけども、全国平均よりも柏の2割負担になる方多い、高いということだと思んですけど、後期高齢者医療の保険料もこの間随分引き上げられてきて、これまであった特例軽減もなくなったのかな、なくなりましたよね、特例軽減はどうなりましたっけ。

○次長兼保険年金課長 令和2年度をもって特例は終わりました。以上でございます。

○日下 当初は大分後期高齢者医療についてのこの問題は全国的に大問題になって、それもあって特例軽減というのが行われて、9割軽減ですか、本来7割軽減が9割軽減から始まって、だんだん、だんだん変わって減ってきたんですよ。7.75とか、現在はもう7割になっているんですか。7割軽減になっているんですか。具体的に保険料が幾らからどのくらい変わったという例を示してください。

○委員長　すぐに答えられます。時間かかります。

○保険年金課副参事　その9割軽減とかがなくなったことの影響ということでしょうか。

○日下　そうですね。一つの例で7割軽減になった、9割軽減だった人で、9割軽減だった人が7割軽減になったところですかね。分かる範囲で結構です。

○保険年金課副参事　その時期ですと、もともと保険料率が変わってしまっているところもありますので、例えば8割軽減だった方が7割軽減になることで、年間の保険料が8,200円だった方が1万3,020円に変更になります。ただ、この場合ももとの年間の保険料が4万1,000円だった年から、保険料が改定になりまして4万3,400円というように、もともと保険料が2,400円上がっている中で、8割軽減から7割軽減に変わることで8,200円から1万3,020円に変更になっています。以上です。

○日下　ちょっとこの間頂いた資料では、これは年金120万円のケースですと、9割のとき4,300円だったのが、現在7割になって1万3,000円になっているという資料頂いています。こうした保険料も倍以上に引き上げられて、医療費が1割から2割。200万円といたしますと、月16万か17万円の収入じゃないですか。それで、慢性の病気なんか抱えて比較的通院されている方ですとか、またアパート暮らしなんかしている方でしたら本当生活成り立たないというふうに思うわけなんですよ。ですから、これによって受診抑制につながるんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかが、どう思いますか。

○次長兼保険年金課長　受診抑制に係るかどうかというところは、いろいろ確認していかなければいけないところは大きいと思いますけれども、もともと千葉県は医療費が全国でもかなり抑えられて低い水準にあるところがございますので、医療費を抑える、保健事業であったりとか健康の増進をやっていただいて、なるべく健康寿命を延伸していったという形にうまく持っていければと考えております。以上でございます。

○日下　うまくね、そうならないと私思いますけど、重症化すればかえって医療費がかさむのであって、やっぱり日常きちっと病気になったときには医療にかかるということが基本だと思うんですよ。その点で高齢者が保険料が上がる。それから、医療費が2割負担になる。しかも、年収が200万円と、こういう人たちが2割になるというのは、やっぱり受診抑制につながると思うし、ぜひ、この請願にもありますけれども、柏市に負担しなさいと言っているわけじゃなくて、国に働きかけてくださいという請願ですので、これはぜひ皆さんにも賛同いただきたいというふうに思います。じゃ、以上で、すみません。

○林　それでは、順次ちょっとお聞きしたいと思います。まず、次年度から、国保のところ、次年度から未就学児の均等割の5割減免が行われるということなんですけれども、この対象人数と影響額って幾らぐらいになるんでしょうか。

○次長兼保険年金課長　来年4月から6歳以下の子供たちの均等割額が半分という形になります。単純に計算しまして6歳以下の子供たち、現在的人数で約2,000人い

らっしゃいまして、均等割額としては約7,350万、うちその半分ですから3,670万円が軽減される予定です。ただし、この軽減された分は国から全部交付金として入ってきますので、柏市の国民健康保険の他の被保険者の負担等はありません。以上でございます。

○林 本会議でたしか日下さんが質問されていたと思うんですけど、これを18歳以下まで拡大した場合は、4,500人で8,270万円くらいとおっしゃっていたと思うんですけど、間違いはないですか。

○次長兼保険年金課長 こちらの手元の数字なんですが、令和3年4月1日現在の国民健康保険の被保険者数で考えますと、18歳以下の対象者は約6,500人と計算しております。6,500人で均等割額が総額で約2億3,900万円になります。その部分を半分とした場合には約1億2,000万円が保険料として減ることになります。(私語る者あり)

○市民生活部長 そのうち6歳以下を除いたものとして約4,500人、それとそれに係る費用として8,270万円ということで一般質問でお答えいたしました。以上でございます。

○林 分かりました。では、18歳以下をちょっと置いておいて、未就学児の均等割を全額免除にした場合の影響額は、先ほどおっしゃった3,650万円の2倍なので7,300万円ということですかね。

○次長兼保険年金課長 おっしゃるとおりでございます。

○林 そのうちの柏市に係ってくるのが、半額の3,650万円になるんですね、きっと。

○次長兼保険年金課長 軽減された均等割分として柏市に保険料として入ってくる部分が約3,700万円で、同額が国のほうから入ってきます。以上でございます。

○林 全国市長会と中核市市長会が、子育て世帯の負担軽減を図るために必要な財源を確保した上で、子供の均等割減免の対象年齢や軽減割合を広げることを国に提言しているという答弁があったと思うんですけど、提言した後、国では何かもう検討されているんですか、この辺りは。

○次長兼保険年金課長 全国市長会が国に提言しましたのは11月末と伺っていますので、まだ具体的な動きは各自治体までは届いていない状況でございます。以上です。

○林 分かりました。ちょっとペナルティーがあったりとか、確かに大変なんだろうなというのは分かりますけれど、趣旨には賛同すべきものかなと考えています。

それでは、高齢者の補聴器のほうの助成についてちょっと伺いたいと思うんですけど、ほかの自治体で特定健診の項目に聴力検査を入れているところというのはあるんでしょうか。

○次長兼保険年金課長 特定健診に入れているのは、都内で1か所と聞いております。以上でございます。

○林 まだ、じゃ全国で1か所しかないということなんですか。

○次長兼保険年金課長　こちらで調べた限りでは、そういう認識でございます。以上でございます。

○林　分かりました。（「3か所」と呼ぶ者あり）3か所知っていらっしゃることなんですね。（「1か所じゃ」と呼ぶ者あり）いや、日下さんは3か所。さっきちょっとお聞きして思っただけですけど、聴力検査を入れるのが本当にそんなに費用負担が増えるのかなというところが少し疑問で、例えば学校の健診なんかで聴力検査って入っていないんですかね。

○委員長　所管がちょっと違うんですけど、答えられます。

○次長兼保険年金課長　答えられません。

○委員長　所管外ですので。あと、くれぐれも一般質問にはならないように。

○林　そうですね。

○保険年金課副参事　学校における検査におきましては、聴力検査は入っております。

○林　金額分かりますか。そこだけじゃ分かんないか。

○保険年金課副参事　ちょっと金額までは、こちらのほうでは分かってはおりません。申し訳ございません。

○林　先ほど答弁で聴力検査入れたときは、1医院当たり1,500円とか4,500円とかおっしゃっていたんですけど、学校みたいところで集団でやったときの費用とはまた違ってくると思うので、ちょっとその辺り研究していただきたいなっていました。

それでは、75歳以上の医療費窓口負担の2割化を中止するようというところなんですけど、今回2割負担になるけれど、でも増加額が最大でも月額3,000円になるというふうに報道されているんです。その辺りって運用ってどうするのかというのがちょっと分からなくて、その辺りをちょっと教えていただけますか。

○次長兼保険年金課長　後期高齢者が2割負担になった場合に月額3,000円を、増額分をしばらくの間、それを超えた部分を補填していくということなんですけれども、細かいどういう形でやるかっていうことまでは、細かいものはまだ示されておりません。ただ、実際に増額になった部分を各個人に通知をして、あなたは増額になりましたから還付を受けてくださいというような勧奨することは連絡を受けているところでございます。以上です。

○林　じゃ、後から返ってくるという感じなんですかね。分かりました。いずれにせよ、私としては請願の趣旨としては賛同したいと思っております。以上です。

○鈴木　では、請願49号の未就学児の半額を市が負担していますが、違うな、未就学児の件で、ちょっと先ほどの件で聞きますが、金額は分かりました。ただ、これは全員ですよ。例えば年収の低い方に関しては、未就学児も市が負担するだとかいうことはできないかと思うんですが、その辺は大体年収で見るとどれぐらいの年収の方が多いいのか。

○次長兼保険年金課長　子供さんが年収っていうのは通常あり得ないと思いますの

で、保護者の（「そう保護者、当然」と呼ぶ者あり）年収っていう形になると思うんですけれども、おおむね例えば仮に5人家族で、働き手が収入を得ているのが父親だけだった場合というところだと、所得額で350万円を超えますと全く軽減はかからないんですけれども、276万円以下の収入であれば低所得者に対する軽減措置というものがかかってまいりまして、もともとの均等割が2割であったりとか、2割、5割、7割という形で軽減されたものを、子供の未就学児の部分だけ、そこからまた半分軽減されるという計算になります。以上でございます。

○鈴木 親の世帯主の年収が低ければ、もともと2割とか5割とか7割軽減がありますよという話ですよ。分かりました。その計算を、先ほどの3,700万円が負担が増えてしまいますという話がありましたが、その3,700万は今言った2割、3割、7割減額している人の計算も含めてありますか。

○保険年金課副参事 先ほど申し上げた金額については、低所得者の軽減については考慮していない金額です。規定の均等割額に何人というふうに掛けた金額になります。それで、あと試算になるんですけれども、大体被保険者の半分ぐらいの方が軽減に係る状況になっておりまして、全体的に軽減の割合としては45%程度が軽減になりますので、ざっくりですけど、先ほど申し上げた金額の22%ぐらいは実際には低い金額で計算されることになるかなというふうに考えております。以上です。

○鈴木 22%。今3,700万円、未就学児も全額負担されるように、柏市が負担するのであれば3,700万円必要になりますという話だったんですが、その22%分だけになりますよということですかね。78%分ということですか。3,700万の78%、2,886万ぐらいが負担になってしまいますよということでしょうか。

○保険年金課副参事 おっしゃるとおりです。

○鈴木 分かりました。ということは大分減ってきましたね。ぜひそれぐらいやってあげたらいいんじゃないかなというふうに思いますが。18歳未満まで拡大するとどれぐらいになりますか。さっき18歳未満だと、あと8,270万円が負担が増えますよとおっしゃいましたが、これも同じようなパーセンテージ掛けて大丈夫でしょうか。

○保険年金課副参事 おっしゃるとおりです。

○鈴木 分かりました。ありがとうございます。ごめんなさい。これ聞いていたかもしれません。周辺自治体での独自軽減措置というのはある、この辺ではありますでしょうか。

○次長兼保険年金課長 市川市が今年度限定で実施していると伺っております。以上でございます。（「南房総市」と呼ぶ者あり）

○鈴木 分かりました。じゃ、やっているところもありますよということですね。オーケーです。じゃ、49号終わります。

請願50号に移ります、質問。聴力検査追加すると負担はどれぐらいになりますかという話ありましたが、先ほど1,500円とか3,500円とかおっしゃっていましたが、通常企業が年1回の健康診断やなくちゃいけないというのがありますよね。あれには聴力検査が入っていると思うんですが、私は受けております、少なくとも。です

から、通常の健康診査と言ったらいいですかね、には聴力が入るべきだと私は思います。子供の、さっき言った小学校だってやっているといます。皆さんもやった記憶ありますよね、こうやって耳にこうやって、ピー、聞こえます、プー、聞こえますってやるじゃないですか。あれが聴力検査だと思うんですが、それを追加するだけだったら、そんなに費用のかかるものじゃないと思うんですよ。

○次長兼保険年金課長 もともと特定健診の目的でございますが、生活習慣予防のためということが法律等で定められているものでございます。なので、対象者も40歳から74歳までで、特定健診として実施されるのは国民健康保険の被保険者だけではなくて、被用者保険の方々全体的に対象になっております。それぞれの被用者保険のほうは独自のプラスで追加しているところとかもございまして、その辺りは国民健康保険とは区分けしてお考えいただくとよいのかなと考えております。以上でございます。

○鈴木 生活習慣病の見つけるための検査をやるのであれば、柏市は法律で定められていなくても高齢者なったときに耳が聞こえにくいだとか、そういうことで苦勞されるのであれば、早めに聴力検査をしてあげて救ってあげるといふか、補聴器をつくるだとか、そういうことに本人が行けるようにしていくべきではないかと私は思います。そういう意味では大した金額ではないと思います。ワクチン接種の費用の、案内人の人たちの費用が2億円かけるのであれば、こういうところにもっとお金をかけるべきだというふうに思いますので、ぜひ幾らこれをやると増えるのかをぜひとも計算してほしいと思います。私は、この請願には大賛成であります。周辺自治体でこれやっているところありますか。（私語る者あり）ごめんなさい。聞いた。都内1か所。すみません。失礼いたしました。（「請願なんだからさ」と呼ぶ者あり）請願だからできるのかどうかを確認しているんです、どれぐらい費用かかるのか。（私語る者あり）はい。（「これ議長宛てに出ているんだから、請願というのは。執行部に問いただすんじゃなくて確認をする話」と呼ぶ者あり）執行部にどれぐらいかかるのかを聞いているんです。（「だから、それは事前にちゃんと細かいところは調べて、それで来ないと。議長宛てに出ているんだから、請願というのは。執行部に問いただしてもしょうがないでしょう」と呼ぶ者あり）問いただしているわけじゃない、聞いているんです、どれぐらいかかるのかと。（「事前に調査してこないと駄目ですよ、請願なんだから」と呼ぶ者あり）

○委員長 委員長からもちょっとお願いします。これ意見を基本的に述べる場で、執行部に質問をただして、そこで一般質問形とする場ではないので、かといってやめてくださいとは言っていない。ある程度見て、常識ある判断の中で質問等あればと思っています。

○鈴木 請願が出ておりますので、現状がどうなっているのかを知りたいだけです。この請願を実現するためにはどれぐらいの費用かかるのかを知っているのであれば教えていただきたいという観点で、質問しております。

では、次の請願50号の4、ヒアリンググループの関係のほうに移りたいと思います。

ヒアリンググループの設置のほうですが、先ほど貸出しのセットがあるという話でしたが、これどこにありましたでしょうかね。

○地域支援課長 保健福祉部のほうの障害福祉課のほうで貸出しをしております。

○鈴木 これ貸出しのセットって本体セットですよ。重さどれぐらいありますか。

○地域支援課長 本体のセットが2セットで、従来あったものはなかなか重たかったんですけども、今年度小型の軽いセットを1セット用意しているということと、補聴器のほう、受信機のほうは10台用意しているというふうに聞いております。重さのほうは申し訳ありません。把握しておりません。以上です。

○鈴木 これ貸し出しているといっても、このセットを持ち出して、どこどこ近隣センターへ持って行って設置するとなるとすごく負担かかるんですよ。できれば貸出し用セットをそれぞれの近隣センターに1個ずつぐらい置いて、私はいいんではないかなというふうに思っております。徐々に増やしていってもらっております。今回のラコルタ柏でも講堂に設置したりとかいうことで増やしていってもらっておりますが、今後増やす計画とかはお持ちでしょうか。

○地域支援課長 地域づくり推進部のほうの所管施設のほうは現状では増やす予定はございません。貸出しのほうで当面は対応していくように、利用者には働きかけていきたいと思っております。

○鈴木 そこをぜひ、私は変えたほうがいいんではないかなと思っております。今近隣センターのリニューアルも徐々に進んでいっております。その近隣センターのリニューアルの際には、近隣センターの中の1部屋とか2部屋、このヒアリンググループを設置済みにしておくとか、そういったことは私はやっていくべきではないかなと思いますので、この請願に私は賛成したいと思っております。

では、次、請願52号、75歳以上の負担2割に関して中止を求めたいという請願出ておりますが、この制度というか、2割になってしまったわけですが、これ負担が1割から2割になるということは、高齢者の方すごい負担になると思うんですが、その総額って幾らぐらいなんですかね。大体個人になると幾らぐらい負担することになるんでしょうか。お分かりになりますでしょうか。

○次長兼保険年金課長 医療費でございますが、高額になりましたら高額医療費の手当がございますので、それも所得によってですけども、大幅に大きくなるということはあまりないのかなと。申し訳ありません。細かい数字は把握しておりません。以上でございます。

○鈴木 すみません。無謀な質問だったかもしれません。申し訳ありません。私、上さんのお父さんのところは92歳と90歳の2人ですが、病院に行くと6,000円ぐらい、薬代を払っているんですよ。それが今度2割負担になると、月々6,000円払っていたのが1万2,000円になる。すごい額であると思うんですよ。なので、ぜひこれは、私は何としてもやってほしくないなというふうに思いますので、この請願に私は賛成したいと思っております。以上です。

○助川 ヒアリンググループのほうで幾つか確認させてください。前、体験させてもらったのがアミュゼ柏で体験させてもらったんですけども、確かにクリアに聞こえるんで、物としてはまあまあいいものだなというのを感じてはいますけども、同時にそれどれだけ利用されているかというところでも、今現在の利用状況というのはどれくらいなのか。設置されている場所と利用状況について、もう一回改めて教えてください。

○地域支援課長 設置されている場所は、先ほどもちょっとだけ触れましたが、アミュゼ柏のクリスタルホールの前のほうの列、それから会議室B、それと新しくなりましたラコルタの講堂には磁場を発生できる装置が備え付けてあります。利用状況としましては、これは障害福祉課のほうに確認しまして、昨年度までは例年でも4件とか5件程度だったのが、今年に入って少しラコルタのことがあるのかどうか分かりませんが、貸出し件数が増えまして、今年度は18の団体、件数でいうと24件というふうに聞いております。以上です。

○助川 貸出し用というのは、貸し出して持って行ってそれぞれ設置するというので分かるんですけど、もう一つが埋め込み式というのは、あれは実際床の下に埋めてあるんですか、天井に設置してあるんですか。

○地域支援課長 床に設置してありまして、その設置してある範囲の中に入ると補聴器のほうがその磁場を聞き取って直接耳に送っていただくという形になります。以上です。

○助川 そうすると、これ例えば新たに公共施設に設置しようとしたときには、機器を買うだけだと数十万かもしれないんですけども、部屋に設置しようとしたときには、当然改修工事というのが必要になってくるんでしょうか。

○地域支援課長 工事の内容、詳しくは分からないんですが、設置するとなると床の下に配線をはわせるという形になるかと思います。以上です。

○助川 教育民生のほう若干入っちゃうとあれなんですけども、できればまずはしっかりと障害福祉のほうでも、まずは使えるよというのをアピールというか、広報等にも説明していただいて、貸出し状況であったりとか、利用者のニーズといったものが深まってきたときに、改めて近隣センターのこれからの公共施設の改善計画と併せて、その設置について議論して、市の事業として計画的に行ってもらえればいいのかと私は考えているので、すぐにこれで、すぐにここにヒアリンググループを拡充するというものに関しては、これ議会で全会一致で、すぐに設置すべきだという議論になるのは、私、危険だと思うので、この請願については、これからの柏市の政策と活動について期待しながらも、今回については反対をします。ですけども、反対したからするのではなくて、どういうふうにしたらそれが活用されるかというのはしっかり考えてもらいたいのと、あとアプリ等もこれからどんどんと発達してくると思うので、そういった意味ではいろんなこれからの技術の進歩といったものも使った上で、利用者さんへのPRというか、の仕方など研究してもらいたいなということとは意見として申し伝えたいと思います。答弁もしあれば。

○地域づくり推進部長 先ほど来、各委員さんからヒアリンググループの効力というんでしょうか、御意見いただいてごもっともだと思っております。今助川委員からもあったように、今貸出しは障害福祉課のほうでやっております。相応のPRも多分されているんだと思うんですけども、何より大事なのは、私も近隣センターとか、そうした設置がされていない、貸出しに頼らざるを得ない施設において、私も施設側から利用者の団体さん、もしくは利用者の方々に、こうした貸出しが、ちょっと不便かけるけれども、本庁のほうでやっていますよという、そうした積極的なPRをしっかりとまずやっていきたいと思えます。その上で利用が伸びて需要があるということが確認できたら、そうしたところを見ながら、おっしゃられたようにこれから先、順次改修工事、近隣センターやっていきますので、そうしたところに取り込んでいくかどうかの判断をしていきたい、このように考えております。

○委員長 ここで暫時休憩いたします。

午後 4時18分休憩

○

午後 4時23分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○北村 委員長、申し訳ありません。委員長の許可をいただきまして、本日2度目の発言でございますが、今後はなるべく一括して意見を言うようにいたします。49号、これ意見みたいなところございますけども、やはりもう根本的には社会保険制度の問題、やっぱり一元化しないと、やっぱり国保にしている方が年収が低い方が多いというのもあるし、多分国保に入ってしまうと年収が低くなるという語弊がありますけども、我々議員だって国保なんですけども、例えば私でいうと社会保険労務士を社会保険労務士法人にしまえば抜かれるわけですよ。抜けるやり方はいっぱいあるし、そっちのほうが自分の支払いとしても少なくなることで多分いっぱいあるし、そういう知識も皆さん持たれていると思うんです。そういう意味ではこの社会保険の制度がやっぱり一元化するために、じゃ市として政治力を使って国なりにやっぱり要望していくということをやったりしなきゃいけないと思うし、それは知事会だったり市長会だったり中核市会なり様々あると思うけど、そういう努力を継続的にしていただきたいというふうに思っております。ちょっと後で短く答弁いただければと思います。

そして、50号でございますが、さっき助川委員からもありましたように聴力検査、私もさっきアプリとかユーチューブとか、そういうのがありますよね、そうだねという話もしていただんですけども、お金がかからないやり方、例えばユーチューブでいうと低周波とか高周波の音流れていて、ここまでは聞こえますよとか聞こえなくなったとか、いろいろあるんですね。こういう、民間のそういう、民間というかユーチューブとかアプリとかあると思うんです。それを市民に案内できるかどうか分かりませんが、そういうものも使いながら、やっぱり耳が不自由な方を支援し

ていくやり方というのも、お金のかからないやり方もあると思うんで、例えば特定健診全ての方に聴力検査をするんじゃないじゃなくて、年齢で分けて5年に1回にしてみるとか、様々な知恵を絞って不自由に感じている方を救っていただきたいなと思います。

49号に関しては賛成はいたしますが、そういう社会保険制度の一元化をすべきだという思いもありますので、さっき市民生活部長の中山部長の答弁も大変理解しておりますが、そういう思いでちょっと意見だけ述べさせていただきました。ちょっと短く。

○委員長 意見求めます。

○北村 少し答弁。

○次長兼保険年金課長 国民健康保険制度につきましては、やはり長い期間で制度そのものにいろいろ支障が出てきていることは、十分認識しているところでございます。ですので、機会を捉えて、なるべく多く県や国に対して要望していきたいと考えております。

あと、健診のほうでございますけれども、もともと聞こえが悪いということにつきましては、原因が例えば脳腫瘍であったりとか、あと気持ち、精神的なものであったりとか、いろいろな状況が考えられるそうです。ですので、できればなるべく早い時期に専門医にかかっているのが一番いいのではないかなと考えております。ですので、今後どういう形でそういう周知をしていけるかも含めて検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○北村 どういうやり方があるのかも含め、どうぞ調査研究していただきたいと思っております。ありがとうございました。

○桜田 すみません。何点か質問させていただきます。質問のほうが少しかぶっておりますけれども、まず請願50号の主旨4についてなんですけれども、アミュゼ柏にヒアリンググループが設置してありますけれども、最近のこちらの使用状況をお聞かせください。

○地域支援課長 アミュゼのほうにつきましては、アミュゼのほうの指定管理に確認したところ、最近の使用状況は確認されていないということでした。ただ、障害福祉のほうのリストにアミュゼで使ったというのが1件だけございましたので、その程度の状況になっております。以上です。

○桜田 ありがとうございます。また、文化会館や近隣センターでの近年の使用状況もお聞かせください。

○地域支援課長 文化会館、近隣センターについては、使用した報告は受けておりません。なしです。

○桜田 ありがとうございます。先ほども御意見何件かありましたが、障害福祉課でヒアリンググループの貸出しをしているということなんですけれども、それをまだまだ知らない人が多いということですので、そちらの周知のほう徹底するようにお願いしたいと思います。

次に、請願50号の主旨2なんですけども、特定健診なんですけども、こちらメタボ健診とも言われておりますけども、先ほどの御答弁で対象年齢が40歳から74歳ということなんですけども、75歳以上の健康診査についてはどのようになっていますでしょうか。

○次長兼保険年金課長 75歳以上の方は特定健診という項目ではありませんで、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託で健康診査を実施しているものであります。同広域連合も生活習慣病予防の早期発見に努めて、被保険者の健康保持増進を図ることを目的としているものでございます。以上でございます。

○桜田 御説明ありがとうございました。質問は以上となります。

○委員長 ほかに質疑並びに意見はありますか。——なければ、質疑並びに意見を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、請願49号について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

可否同数であります。よって、委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願50号の主旨2について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

可否同数であります。よって、委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願50号の主旨4について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

可否同数であります。よって、委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願52号について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

可否同数であります。よって、委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

閉会中の所管事務調査については、必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の市民環境委員会を閉会いたします。

午後 4時34分閉会